

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

1. 制度の概要

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入(H16)により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

これにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図る。

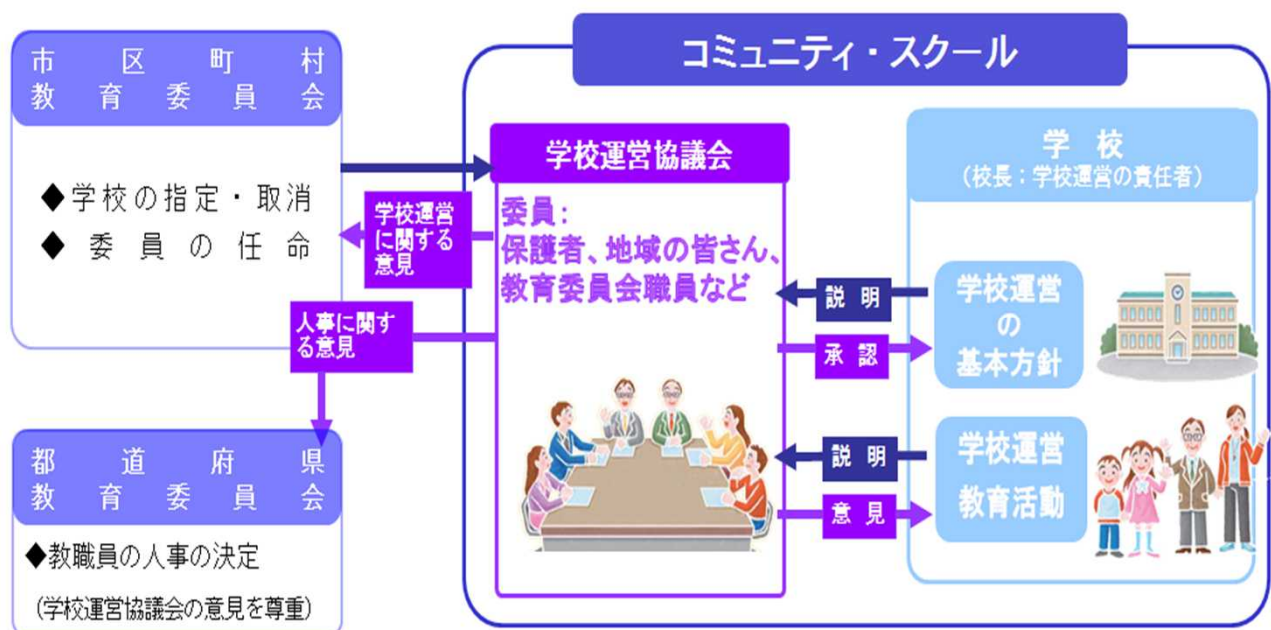
<学校運営協議会の主な役割>

(対象: 公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五)

- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を出すことができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すことができること
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用する)

<コミュニティ・スクールのイメージ>

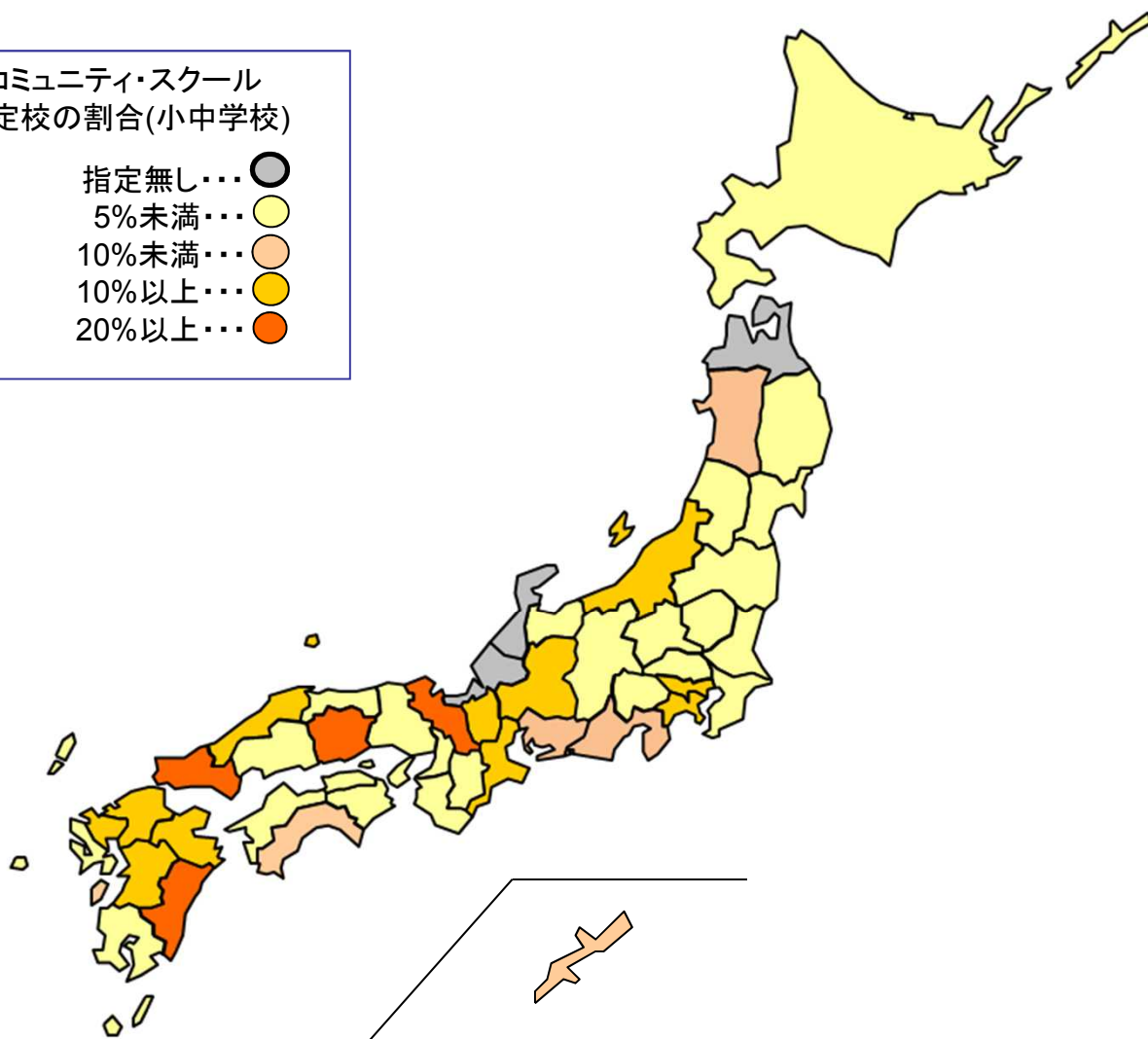


平成27年度 コミュニティ・スクールの指定状況

コミュニティ・スクール：44都道府県内 2,389 校
 (幼稚園95、小学校1,564、中学校707、高等学校13、特別支援学校10)

コミュニティ・スクール
 指定校の割合(小中学校)

- 指定無し・・・●
- 5%未満・・・●
- 10%未満・・・●
- 10%以上・・・●
- 20%以上・・・●



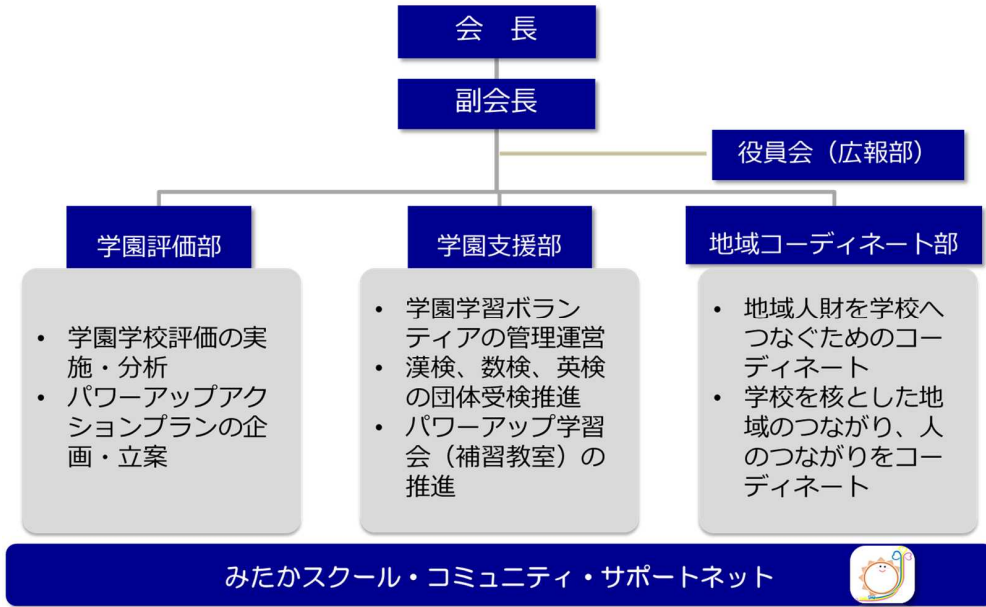
※沖縄県は地図を拡大しています。

H26. 4. 1		470校増	H27. 4. 1	
幼稚園	94 園		幼稚園	95 園
小学校	1,240 校	小学校	1,564 校	
中学校	565 校	中学校	707 校	
高等学校	10 校	高等学校	13 校	
特別支援学校	10 校	特別支援学校	10 校	
合計	1,919 校	合計	2,389 校	

小中9年間の子供の育ちを地域ぐるみで支援（東京都三鷹市）

- 平成20年度までに市内全22校を指定し、全中学校区で**小中一貫コミュニティ・スクール**を推進。
- 各小中学校の地域住民等が、小中一貫教育校（＝学園）の学校運営について一体となって協議・支援。
- 学園を構成する全ての指定学校の学校運営協議会で組織するコミュニティ・スクール委員会を設置し、学園内の各学校の運営に参画。
- コミュニティ・スクール委員会には、**評価部会、支援部会、広報部会等の部会を設置**し、委員が地域の力を学校教育の充実に生かすとともに、地域の活性化を図っている。

＜三鷹中央学園CS委員会の組織図と主な活動＞



委員構成
学識経験者
保護者代表（PTA）
青少年対策地区委員会
交通安全対策地区委員会
地域子どもクラブ
地域コーディネーター
主任児童委員／民生児童委員
保護司
青少年委員
住民協議会
サポートネット
地域協力者
学校代表者（学校長）
合計 24名

三鷹中央学園パワーアップアクションプラン

2015年度

三鷹中央学園
「目指す学園生像」

学校での取組

子どもの取組

家庭での取組

地域での取組

すすんで学ぶ人
確かな学力をはぐくむ

- 魅力ある授業づくりを実践する
- 授業内容に関連した本を紹介し、読書への興味につなげる
- 授業と家庭学習の関連性を重視した指導を行う

- 話をよく聞き、分からないことがあったらそのままにしない
- 読書の習慣を身に付ける
- 宿題を忘れずにやり、時間のけじめをつけて家庭学習をする

- 子どもたちの学習内容に関心を持ち、声をかける
- 本に親しむ習慣を付ける
- 子どもが家庭学習に集中できるような環境（時間・場所）をつくる

- 学習に関わる地域の人財や環境づくりに協力する
- 学校図書館と地域の図書館が連携したり、読み聞かせなどのボランティアなどに協力する
- 放課後や長期休業中に子どもたちが学べる環境づくりや子どもが挑戦できる検定（漢検、英検、数検など）を行う

感謝と思いやりの心をもつ人
豊かな人間性をはぐくむ

- 互いを認め合える学級をつくる
- 子どもと交流し、協力する
- 「あいさつ」は「ありがとう」「はい」を指す
- 感謝の気持ちを伝える

- 学校であったことについて家で話す
- 友達の良いところを認めたり、思いやりのある声をかけたりする
- 自分から進んであいさつをする
- 自分から進んで「ありがとう」を言う

- 家庭での対話を大切にする
- 家庭で大人が率先して子どもにあいさつをする
- 家庭で大人が率先して子どもに感謝の気持ちを伝える
- 家庭で話し合い、毎日できるお手伝いを決め、継続させる

- 子どもの体験を深める活動を行う
- 大人が子どもにあいさつなどの手本を示す
- 子どもを褒める場をつくる

たくましい心と体をもつ人
心身の健康をはぐくむ

- 時生活動
- 運動
- 望ましい食生活
- 適切な指導

義務教育9年間で育てたい子供像を明確にし、地域の方々や保護者とビジョンを共有。その上で、学校、家庭、地域、子供自身が熟議し、具体的なミッションを持って取組を実行。

地域・社会に貢献する人
地域を愛する心と態度をはぐくむ

- 委員会や係活動で自分の役割をもって行動できるようにする
- 学校行事・地域行事を通して成長する環境をつくる
- 防災訓練を行い、災害に備える
- 地域と関わる学習でつながりを深める

- 自分の役割を責任をもって果たす
- ボランティア活動・地域行事に参加する
- 地域の防災訓練に参加する
- 一人ひとりが安全な過ごし方を考えて生活する。子ども同士声をかけあう

- 学校行事・地域行事に参加する
- 地域の防災訓練に参加する
- 家族で安全な過ごし方を考えて生活する

- 子どもにとって安全で安心な環境をつくる

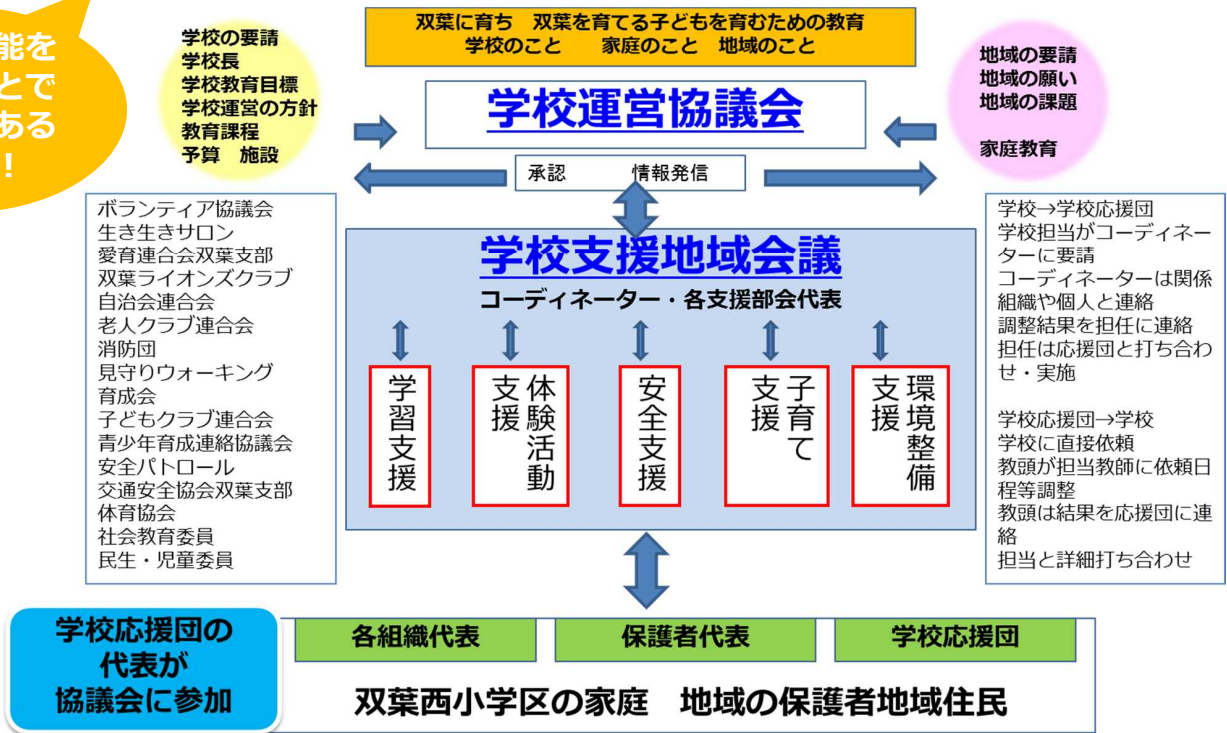
コミュニティ・スクールがつなぐ地域と学校(甲斐市)

- 24年度から双葉西小学校をコミュニティ・スクールに指定。これまで西小が長い間培ってきた実践の内容や方法、組織を、学校・地域・保護者・行政が一緒になって見直し整理した結果がコミュニティ・スクール。
- コミュニティ・スクールと学校応援団を車の両輪として一体的に推進。

学校運営協議会 = 学校運営に地域住民の声を反映させるための協議の場
学校応援団 = 地域住民による学校支援活動が円滑に行われる仕組み

今あるものを
生かす視点！

2つの機能を
有することで
必要感のある
CSに！



学校評価と学校支援地域本部を一体化した取組(岡山県矢掛町)

● 学校評価をベースにコミュニティ・スクール連絡協議会を導入

平成18～21年度に実施した学校評価システム構築や第三者評価等の調査研究をもとに、平成23年度から町内全校をコミュニティ・スクールに指定。
 学校運営協議会委員の人数を9～13名とし、当該校の教職員3名以外の地域住民、保護者代表、学識経験者は全て学校関係者評価委員を兼任。
 年4～5回の学校運営協議会において、学校基本方針の承認、学校関係者評価の実施、町教委・県教委への要望の検討、次年度の基本方針についての協議と承認を実施。

● 学校支援地域本部事業との連携で地域に支えられる学校に

平成20年度に学校支援地域本部事業を受託し、平成21年度からは各小中学校に地域コーディネーターを配置。
 学校運営協議会委員の中に、地域コーディネーターや公民館関係者等が入ることで、学校支援地域本部事業等との連携が強化。
 (学習支援、登下校安全、環境整備等のボランティアを的確に配置することが可能に)



子ども観光ボランティア

● 児童生徒が地域行事に参画し、地域を支える学校に

児童生徒が地域行事へ参加するだけでなく、ボランティアとして地域行事を支えたり、行事の企画・運営に参加したりすることで、地域を支える学校になることを目指している。

- (例)
- ・子ども観光ボランティア
 - ・地域の祭りの餅つきボランティア
 - ・地域・小学校合同運動会ボランティア



地域の祭りの餅つきボランティア

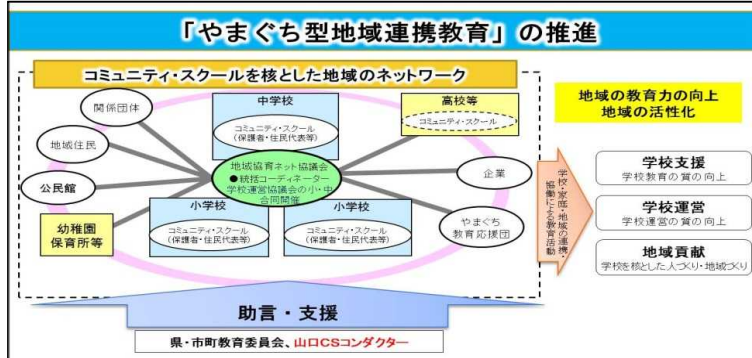
コミュニティ・スクール推進に向けて教育行政が担う役割

社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組の推進

山口県教育委員会

コミュニティ・スクール数：小学校264校（300校中） 中学校143校（151校中） 設置率：90.2%／平成27年4月1日現在

●「やまぐち型地域連携教育」の推進



山口県では、コミュニティ・スクールが核となり「地域協育ネット」の仕組みを生かした取組を推進。各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校、家庭、地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を推進。

【地域協育ネット】
おおむね中学校区を一つの単位とした、幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組み（H26年度末で県内全中学校区に設置）

●学校教育部局と社会教育部局が連携した研修会等の実施

全国に本県の取組を発信する「山口県コミュニティ・スクール推進フォーラム」（H27.12月開催予定）をはじめ、学校関係者や地域関係者等を対象とする県内全域の研修会（「地域教育力日本一」研修会）及び県内7地域での研修会を実施し、好事例の普及とともに推進の気運を醸成。また、行政担当者（指導主事・社会教育主事等）の連絡会議を実施し、双方が連携してコミュニティ・スクールと地域協育ネットを一体的に推進。



「地域教育力日本一」研修会における熟議（全県から400名の学校関係者、地域関係者が参加）

●これまでの成果と課題

- 成果：学校への理解・協力が進み、学校課題の解決や学校支援活動、学校の地域貢献活動の充実に寄与。
- 課題：学校によって取組に差が見られ、好事例の普及や人材育成等、行政による支援が必要。

コミュニティ・スクールへの移行を視野に入れた「熊本版コミュニティ・スクール」の推進

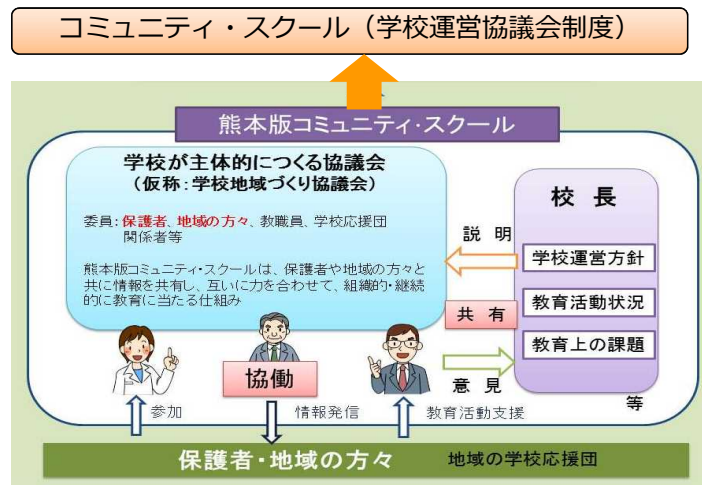
熊本県教育委員会

コミュニティ・スクール：59校（小33校、中26校）
熊本版コミュニティ・スクール：74校（小58校、中16校）／平成27年4月1日現在

●学校運営協議会の要件と権限を緩和し、学校が主体的に協議会を設置

熊本県では、地域に開かれた学校づくりを目指して、「教育振興基本計画」にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進を掲げ、拡充に向けた取組を推進。

その前段階として、コミュニティ・スクールに指定されていない学校に、法的な要件や権限を緩和した「熊本版コミュニティ・スクール」を平成24年度から導入し、家庭・地域と連携・協働して児童生徒の成長を支えていく仕組みを整え、開かれた信頼される学校づくりを推進。そして、学校支援地域本部等との連携など、段階的に国の「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」への移行につなげている。



●『熊本版コミュニティ・スクール』の普及・啓発に向けて

「熊本版コミュニティ・スクール」では、「学校」が主体的に保護者と地域の方々が参加する協議会を設置し、各学校の教育課題等を共有。そして、その課題解決や改善に向けて共に話し合い、協力し、一体となって組織的かつ継続的に教育活動に取り組んでいる。

また、「熊本版コミュニティ・スクール」についての趣旨の理解を深め、その導入を進めるとともに「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の一層の拡充を図ることを目的として、地区別推進シンポジウムを開催。（平成26・27年度：10地区で開催）

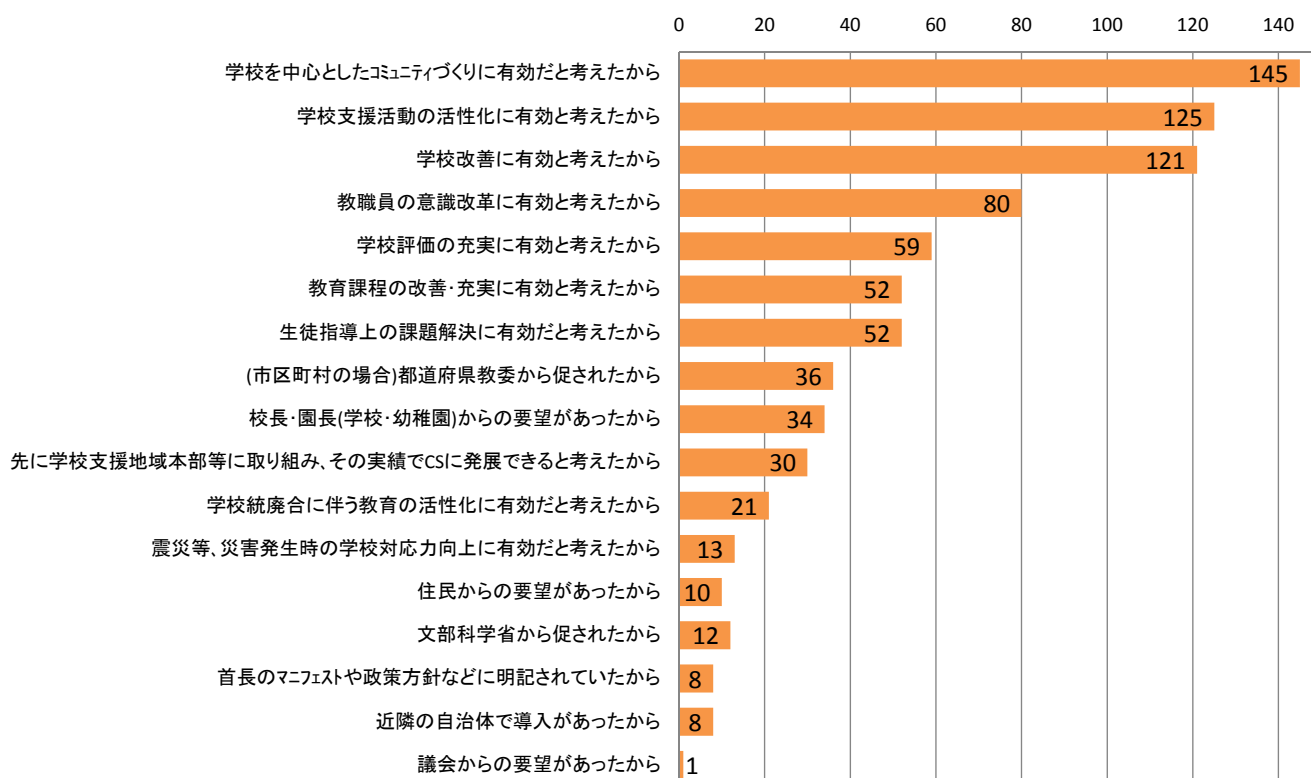


【地区別推進シンポジウムの様子】

これからのコミュニティ・スクールの在り方に関する 参考資料

コミュニティ・スクール指定の理由（教育委員会調査）

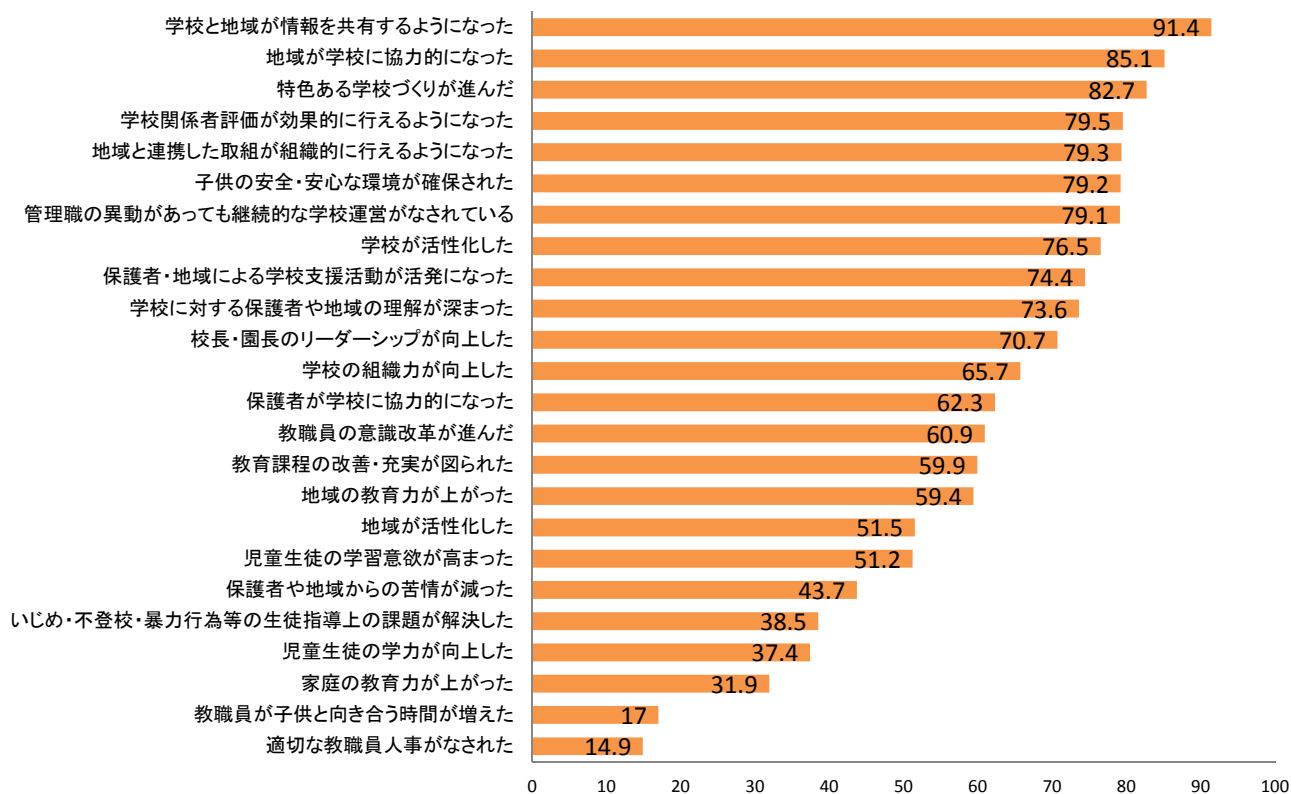
※グラフ中の数値は回答数。



出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

コミュニティ・スクールの成果（校長意識調査）

※グラフ中の数値は回答割合。



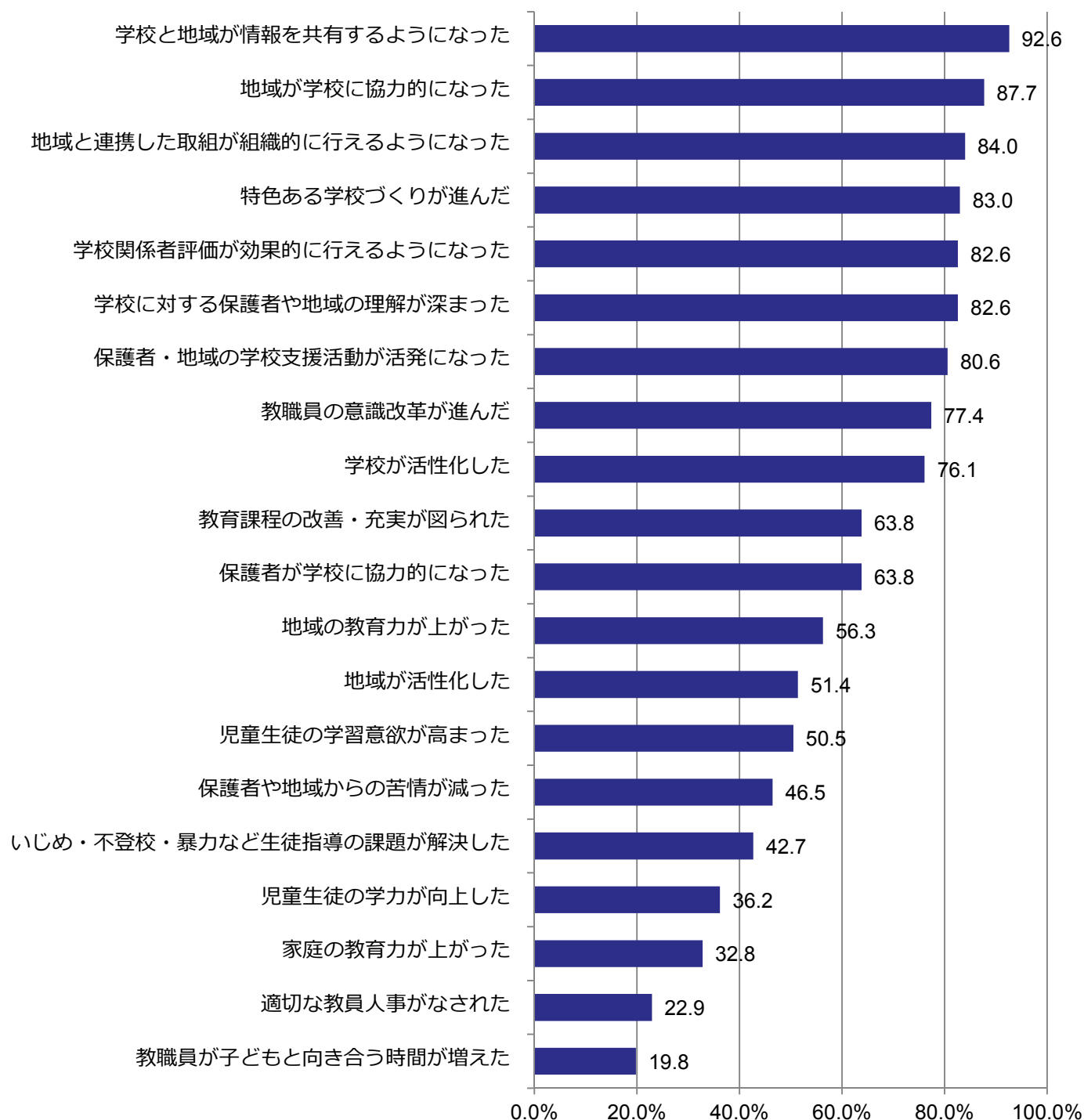
出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

文部科学省委託調査研究結果

コミュニティ・スクールの成果認識(指定校)

【23年度調査】

※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計



文部科学省委託調査研究結果

指定前後の課題に対する認識の変化

【25年度調査】

○課題認識は、指定によって一定程度解消されている。

■ 指定前：コミュニティ・スクールに指定される以前は、

どのようなことを課題視していましたか

▨ 指定後：コミュニティ・スクールに指定された現在、

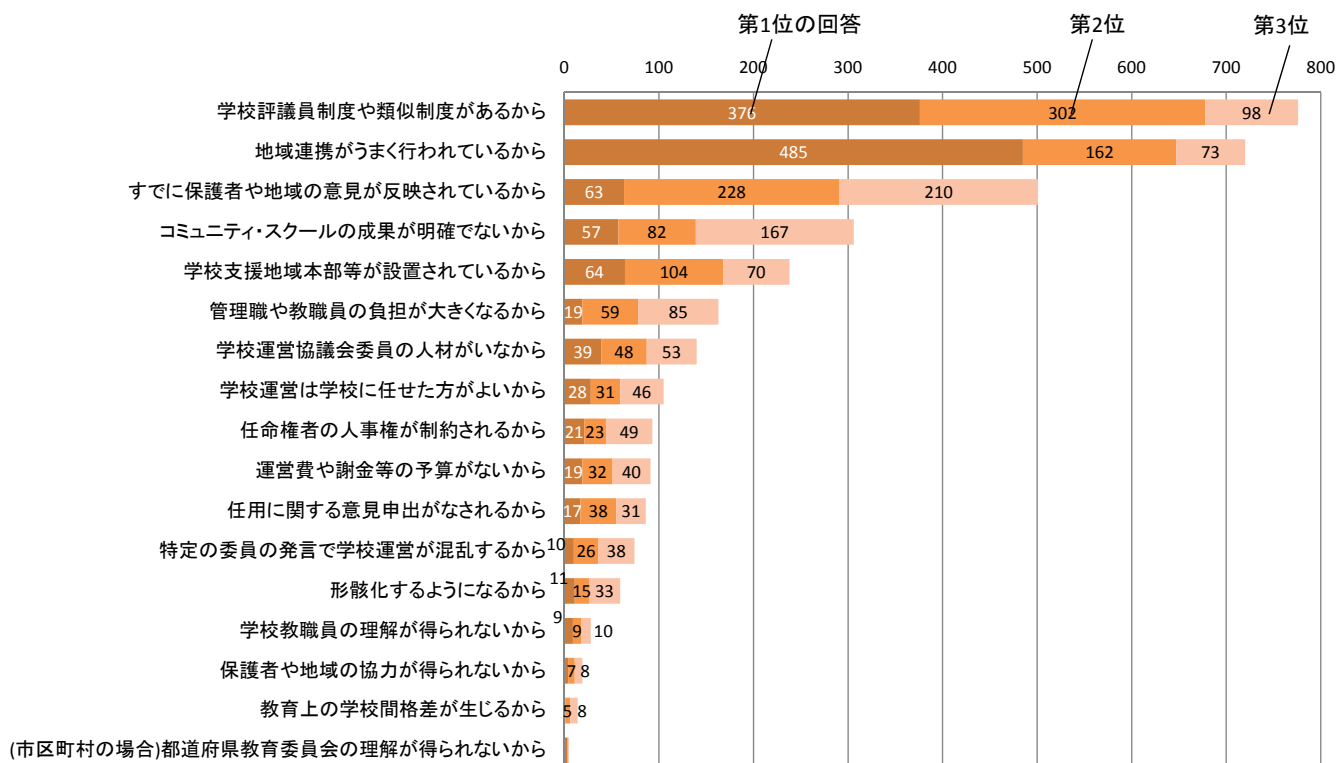
どのようなことが実際の課題になりましたか

※「当てはまる」「ある程度当てはまる」の合計



コミュニティ・スクール未指定の理由（教育委員会調査）

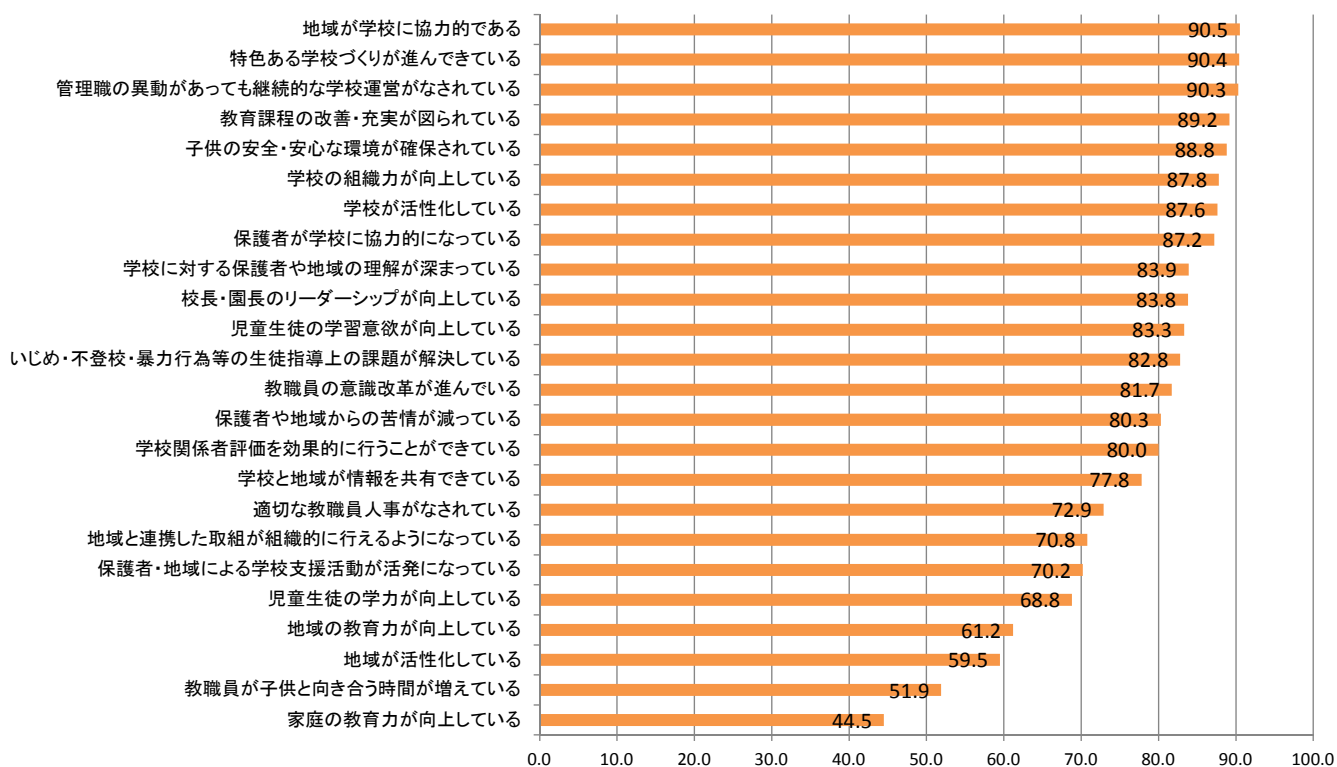
※グラフ中の数値は回答数。
5未満は数値を記載していない。



出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

コミュニティ・スクール未指定校の現状認識（校長意識調査）

※数値は回答の割合。
(とても当てはまる、少し当てはまるの合計)



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の制度上の機能の意義と成果について

機能① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認

【意義】

- 学校と家庭・地域の三者において育てたい子供像や目指す学校像を共有し、三者が協働して教育の充実に取り組むための**目的意識や当事者意識の向上**につながる
- **地域の人々や保護者等の意向を反映**するという観点から重要な意義を持つ

※「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」(平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)より

【成果】

- ◎ 計画の段階から**地域の人々や保護者等の参画を得た学校運営**ができる
- ◎ 地域が学校に対して**肯定的に見る**ようになる
- ◎ 校長の異動があっても**継続的な学校運営**が図られる
- ◎ **説明責任の意識**が定着した

機能② 学校運営に関する意見の申出

【意義】

- 学校の教育活動に対し様々な角度や多様な見方からの意見をもらうことで、**教育活動や地域連携に関する点検や見直し**を図ることができる
- 教職員や保護者・地域の人々の**コミュニティ・スクールに対する意識づくり**につながる

【成果】

- ◎ 教職員の学校運営への**改善意識**が高まる
- ◎ 改善に向けて**地域の人々等が学校を支援する取組**につながっている
- ◎ 風通しのよい学校運営、**学校・家庭・地域の信頼関係**の構築につながっている

機能③ 教職員の任用に関する意見の申出

【意義】

- 学校運営の基本方針を踏まえて、実現しようとする**教育目標・内容等**に合った**教職員の配置**を得ることが必要であるとの趣旨から、教職員の任用についても**地域の人々や保護者等の意向が任命権者に直接的に反映**されるようにする
- **地域に開かれ信頼される学校**の実現の観点から意義がある

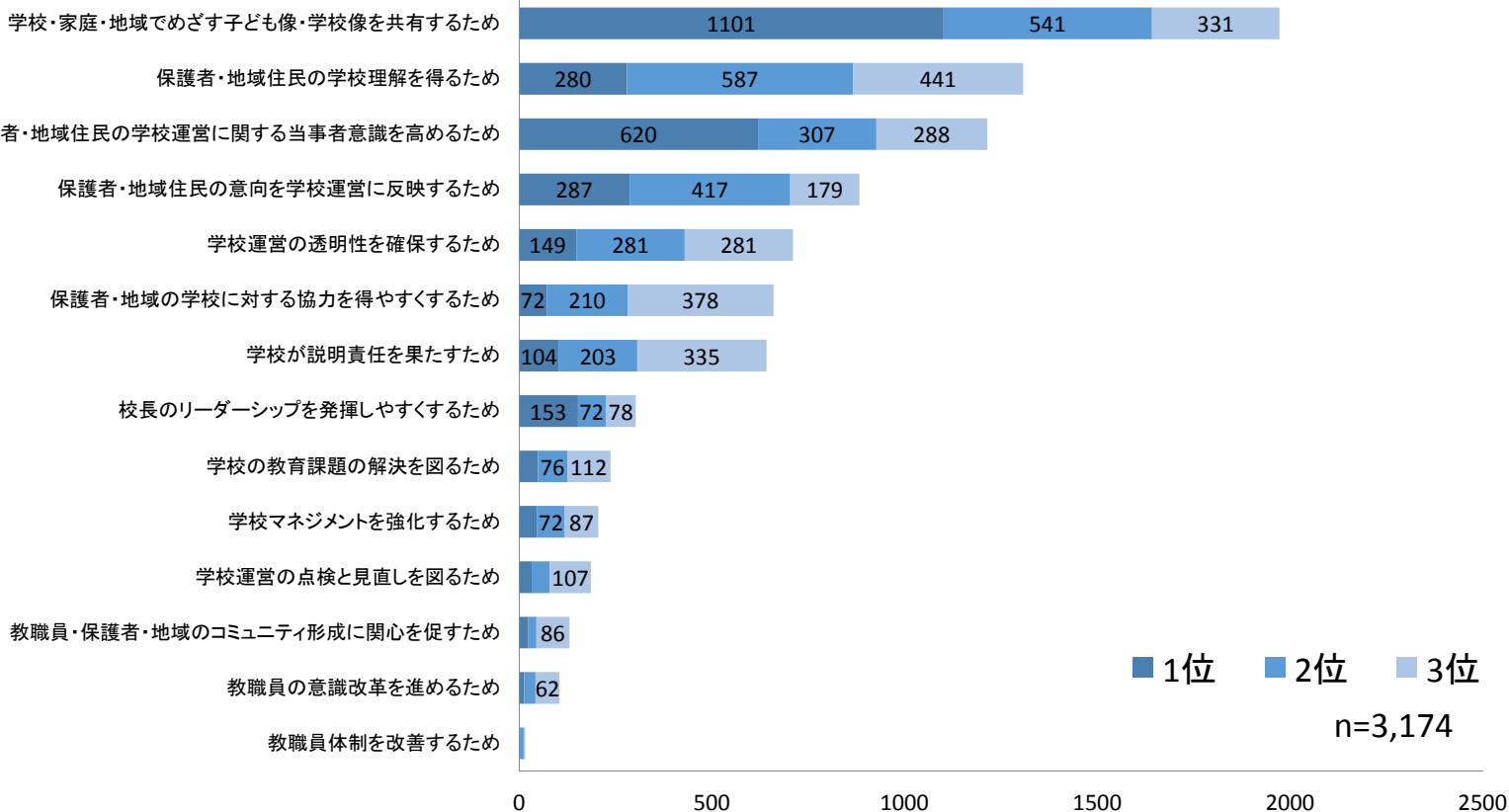
【成果】

- ◎ 地域の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点での意見が述べられており、**学校にとって応援となる存在**になっている(例:地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任、社会教育主事有資格者の教員の配置、ミドルリーダーの強化)
- ◎ 学校運営協議会の思いが教育委員会に伝わり、**教育委員会との協働**が進みやすい

学校運営協議会の権限の意義についての認識 (校長意識調査)

○ 基本方針の承認の意義

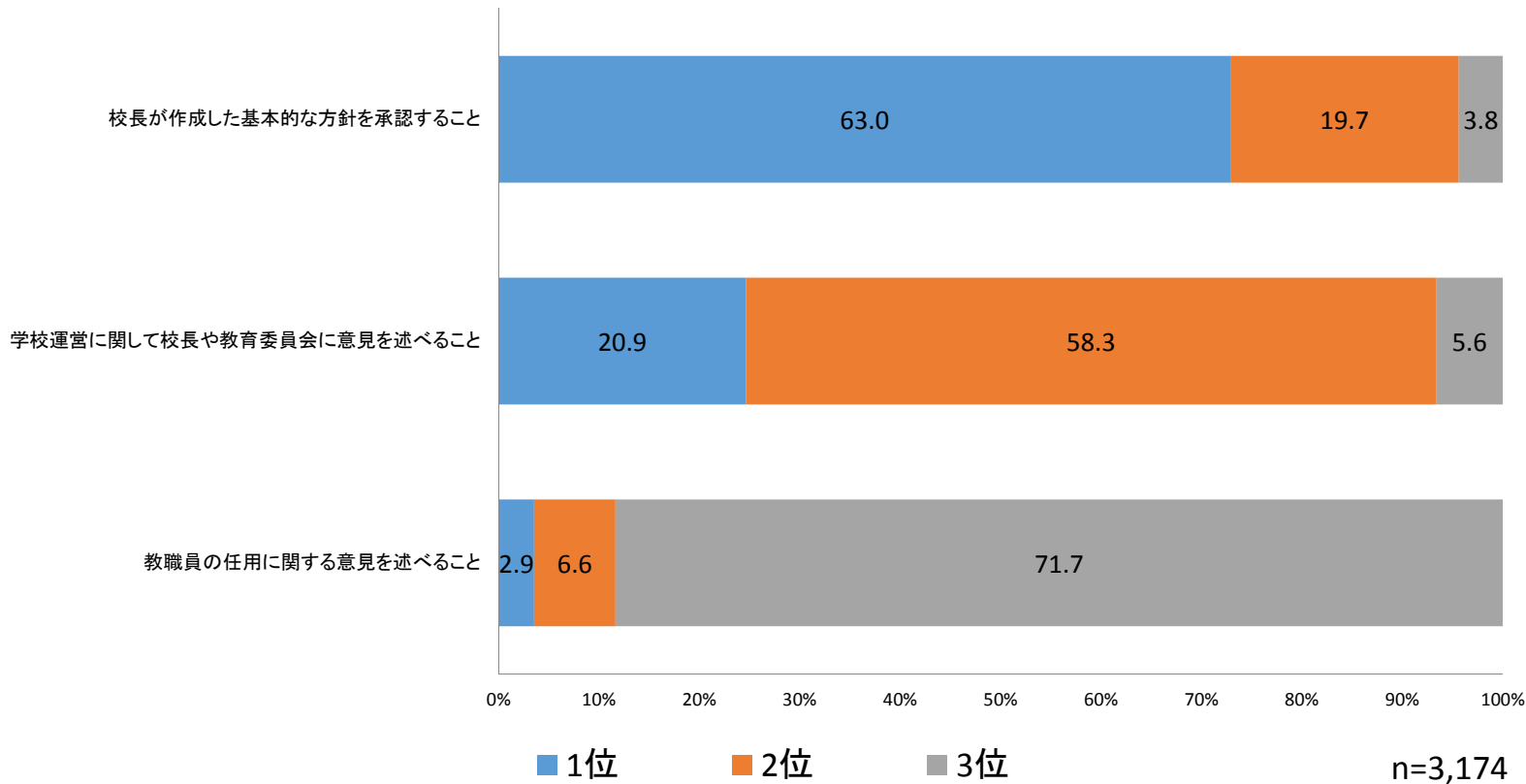
※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。



学校運営協議会の権限についての認識（校長意識調査）

※ グラフ中の数値は回答割合。

○ 学校運営協議会に与えられている権限のうち、特に大切だと考えるもの

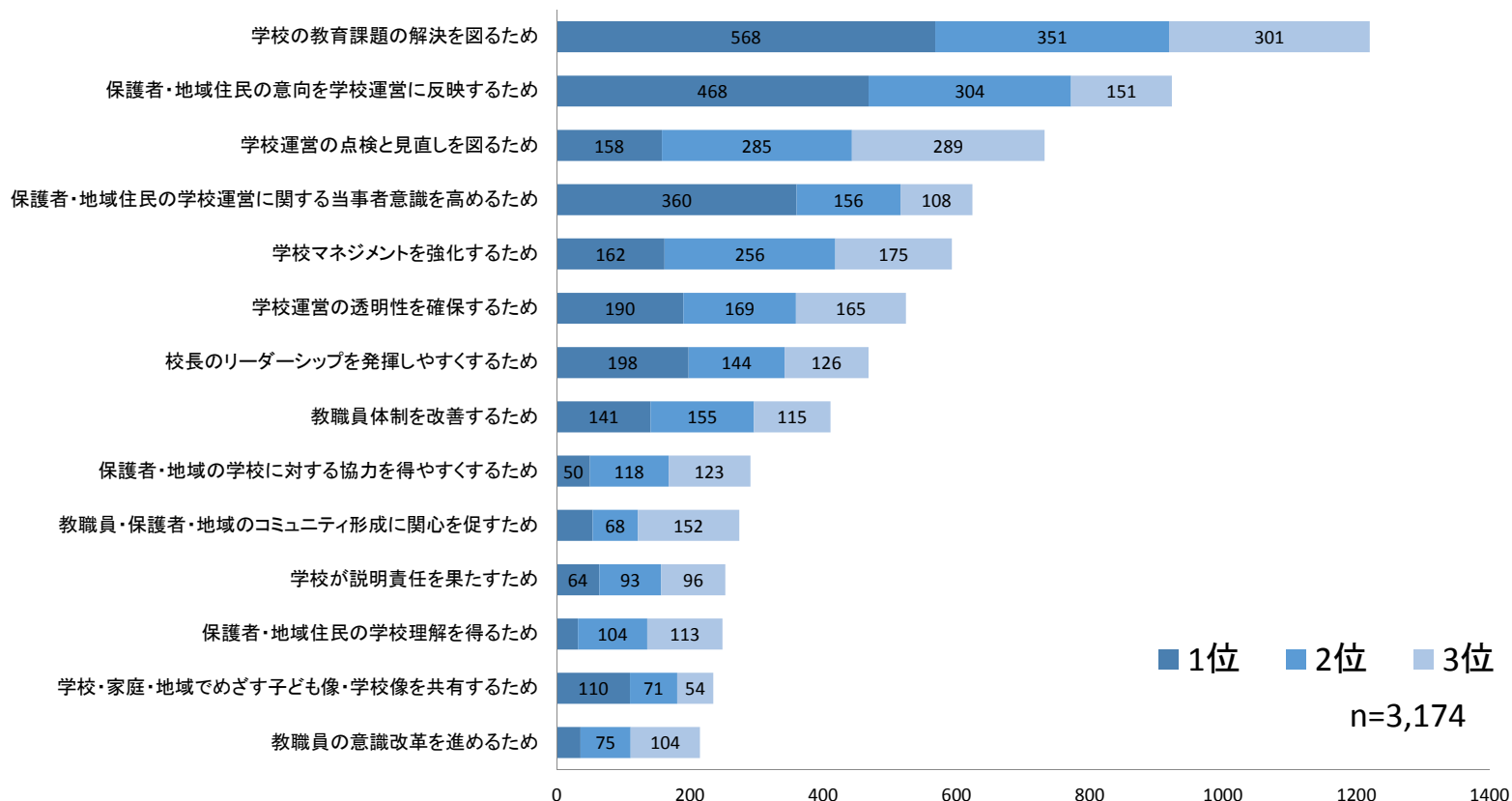


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 学校運営に関する教育委員会に対する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

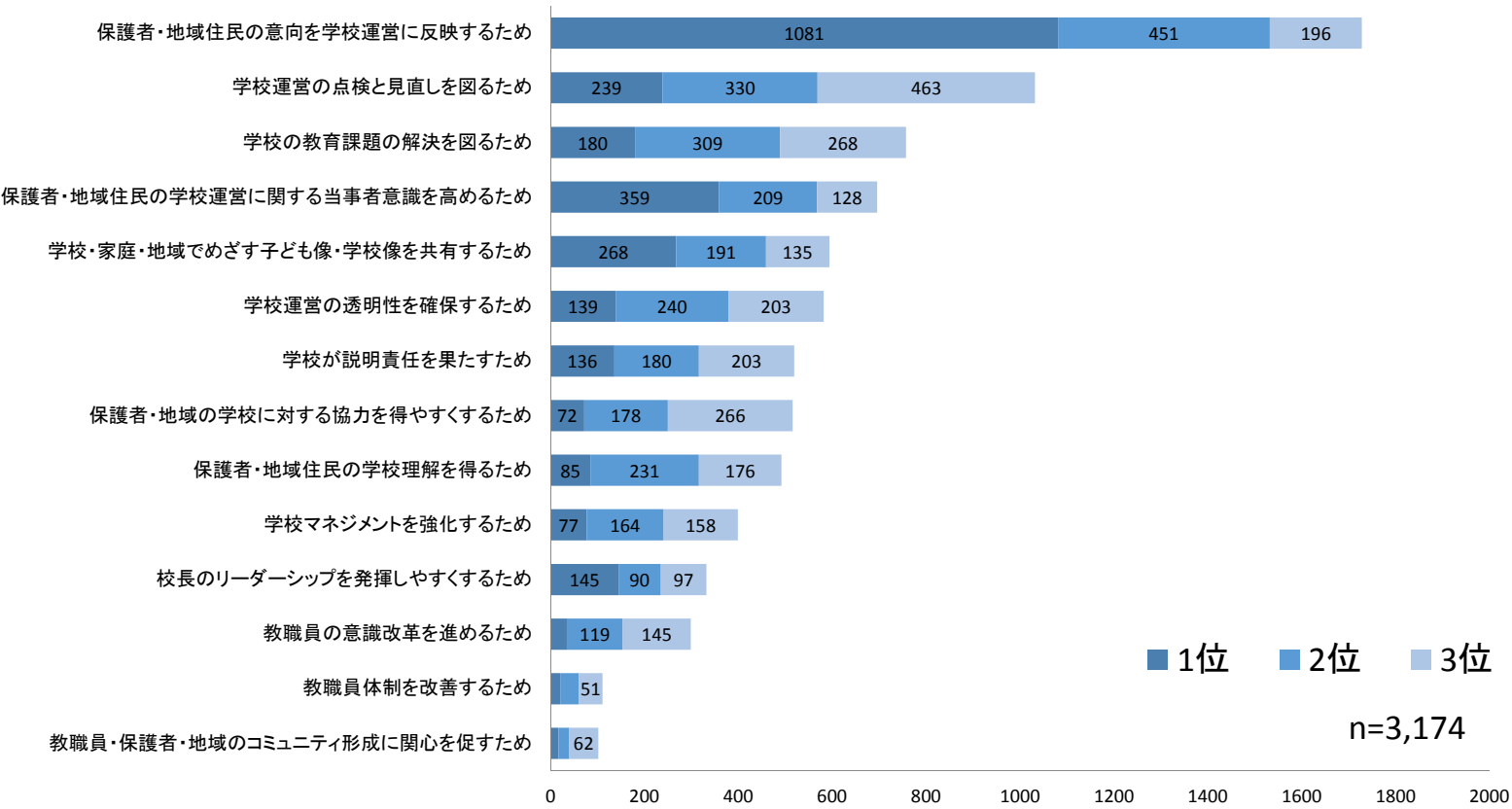


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 学校運営に関する校長に対する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。

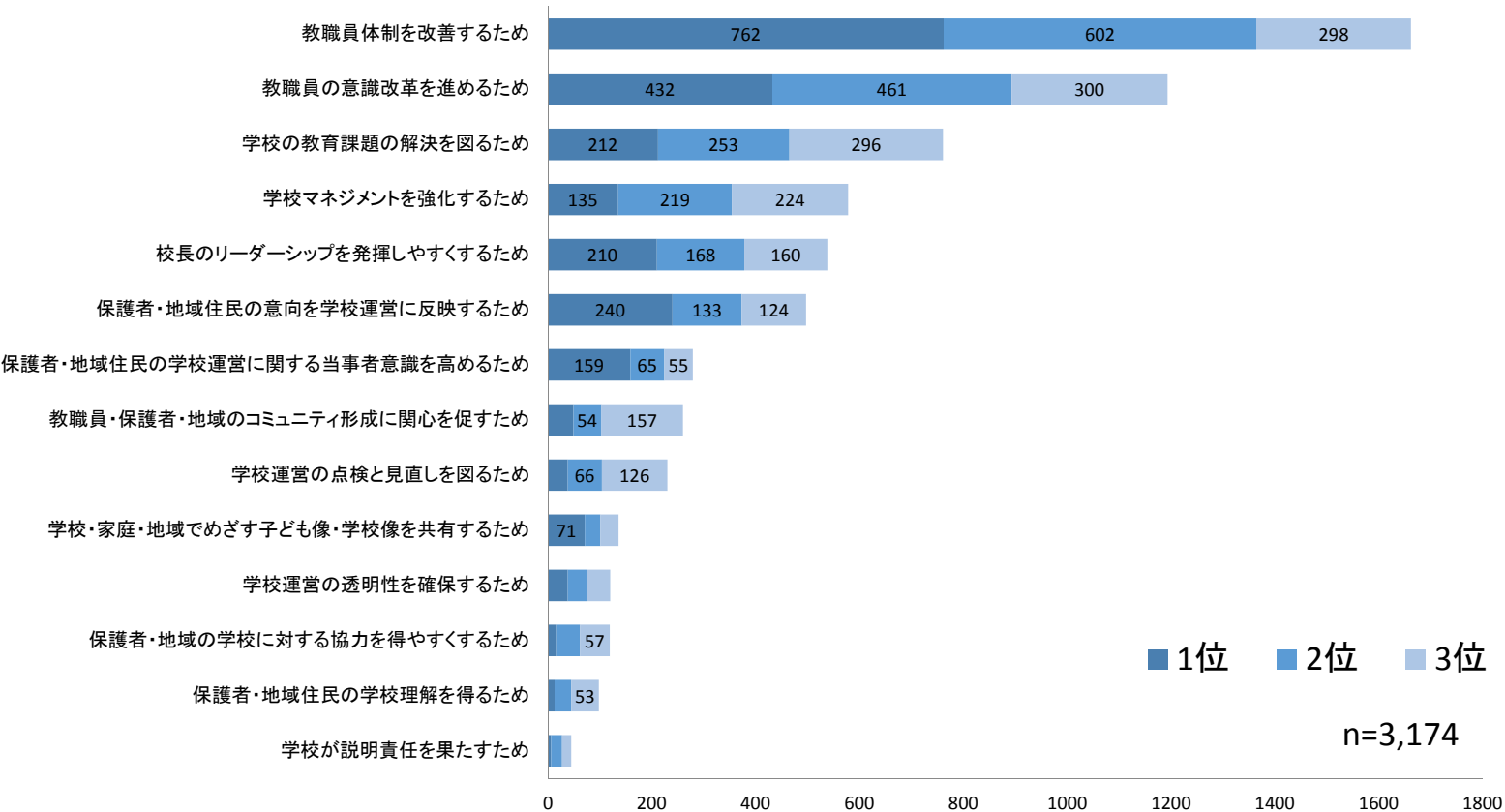


出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校運営協議会の権限の意義についての認識（校長意識調査）

○ 教職員の任用に関する意見の意義

※グラフ中の数値は回答数。
50未満は数値を記載していない。



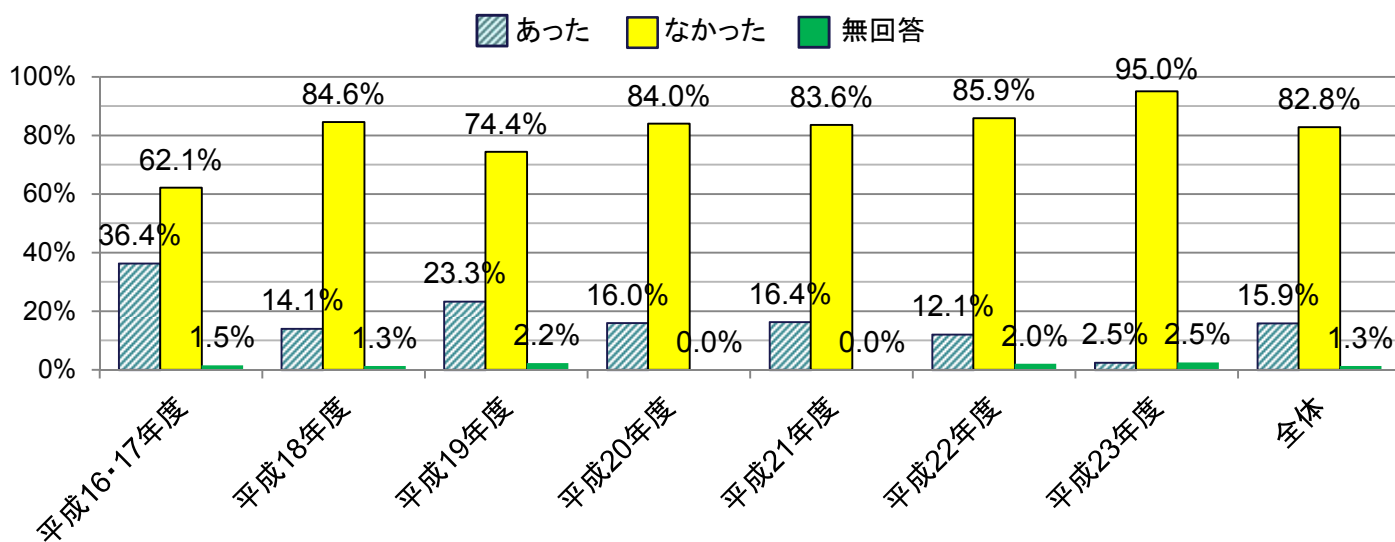
出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

文部科学省委託調査研究結果

教職員の任用に関する意見の実態

教職員の任用に関する意見があったコミュニティ・スクールは全体の約16%

人事に関する意見の申出(指定年度別)

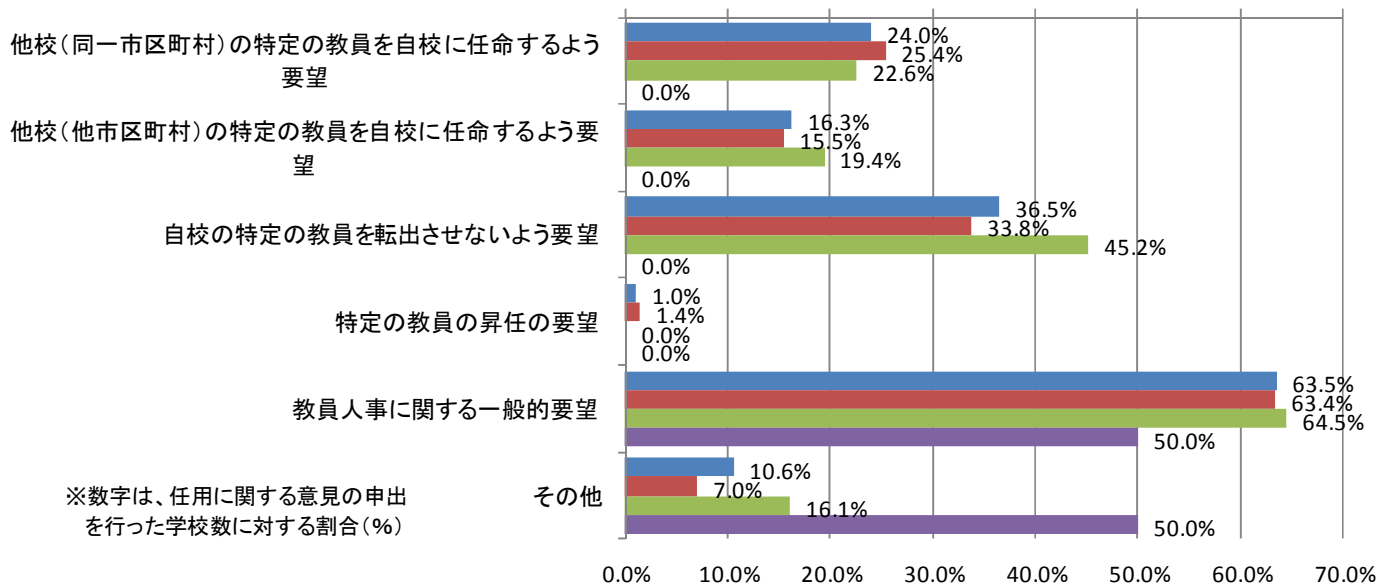


「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」
(平成26年3月、日本大学文理学部)より

教職員の任用に関する意見は、教員人事に関する一般的要望が6割を超える。

教職員の任用に関する意見の内容

■ 全体 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ その他(幼・特・高)



例1) 地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任を要望し、実現。

例2) ミドルリーダーを強化したいという意見を提出し、がおおむね実現。

例3) 社会教育主事資格を有する教員の配置を要望し、実現。

「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」
(平成26年3月、日本大学文理学部)より

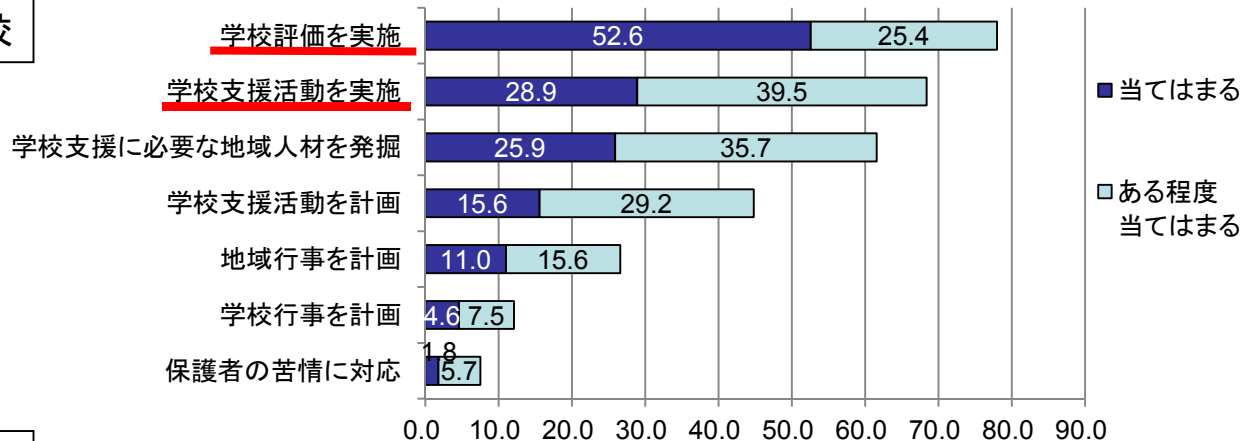
文部科学省委託調査研究結果

学校運営協議会法定外(権限外)活動

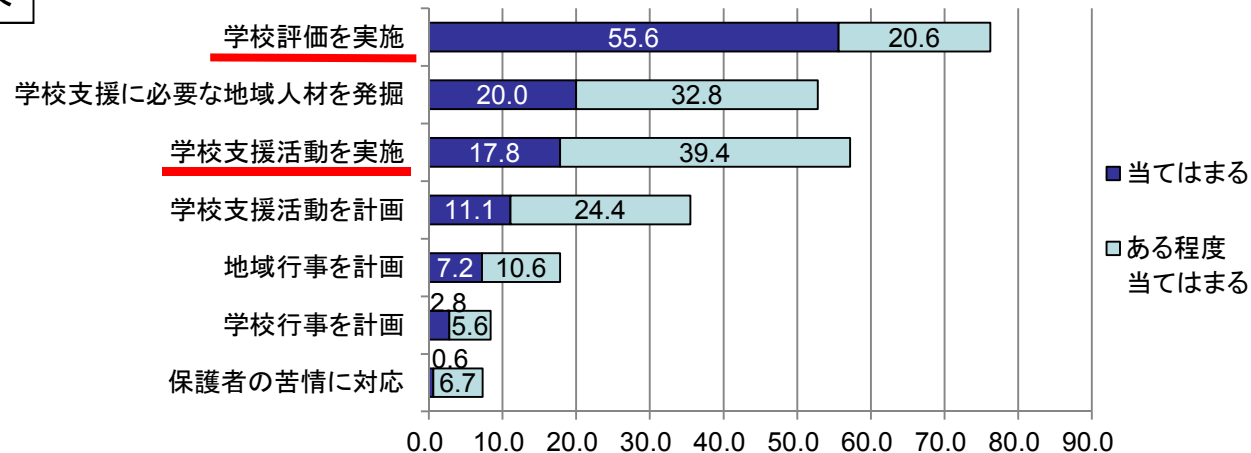
【23年度調査】

○学校支援活動を実施している割合が約7割、学校評価を実施している割合が約8割

小学校



中学校



学校運営協議会法定外(権限外)活動と成果認識の関係性

【23年度調査】

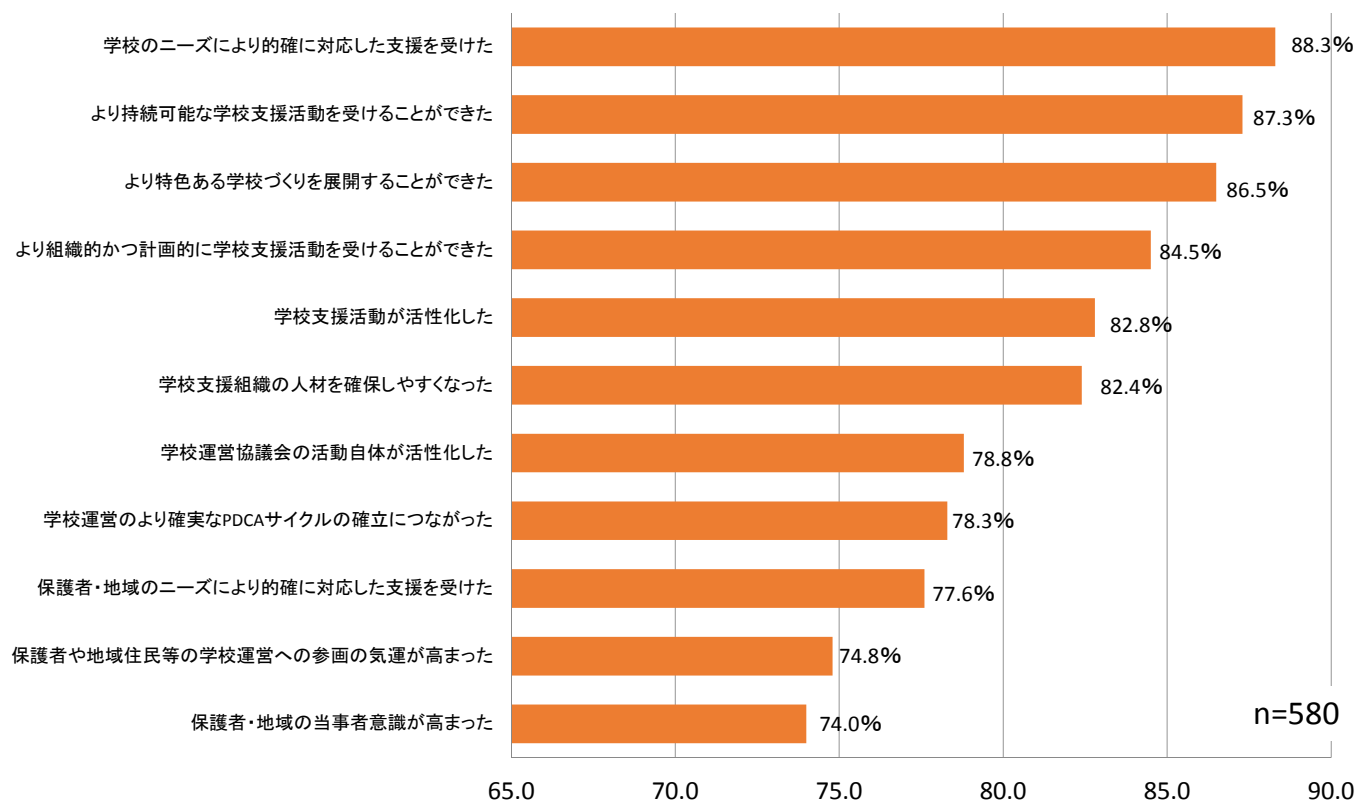
○学校支援活動と成果認識は有意な関係がある

成果認識項目	権限外活動					
	学校支援活動を実施	保護者の苦情に対応	学校評価を実施	地域行事を計画	学校行事を計画	
学校運営の改善	学校関係者評価が効果的に実施	◎		◎		○
	学校が活性化	◎				◎
児童生徒の変容	児童生徒の学習意欲向上	◎	△		◎	△
	生徒指導の課題解決	◎	△		◎	
教職員の変容	教職員の意識改革	◎	△			△
	教職員の子どもと向き合う時間の増加	◎	△			
保護者・地域連携の変容	学校に対する保護者や地域の理解の深まり	◎				
	保護者や地域からの苦情が減少	◎	△		○	
学校外の変容	地域教育力が向上	◎	△	△	○	◎
	家庭の教育力が向上	◎	△		○	○

注:◎=強い有意な関係あり(p<0.01)、○=有意な関係あり(p<0.05)、△=ある程度関係有り(数値差約10ポイント以上)

学校運営協議会が学校支援に関わることによる成果（校長意識調査）

※ とても当てはまる、少し当てはまるの合計。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校評議員制度への考え方

【出典】平成25年度文部科学省委託調査研究

<調査対象> 計1,201校

- ・コミュニティ・スクール（CS）実践研究の指定を受けた学校のうちCS指定校(校長) 434校(人) ※1
- ・上記のうちCS未指定校(校長) 135校(人)
- ・※1に該当しないコミュニティ・スクール(平成22年度～25年度)(校長) 632校(人)

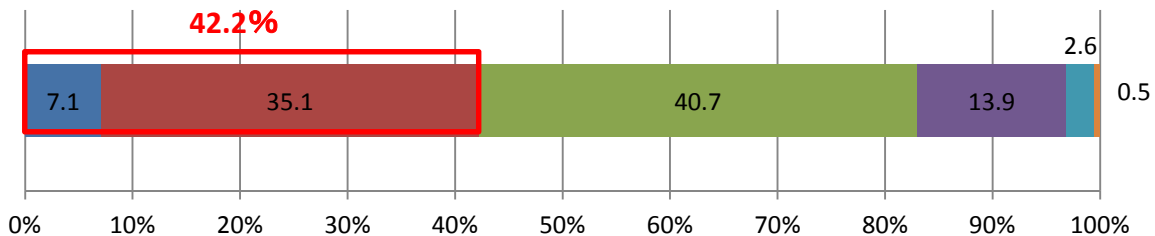
<調査実施時期> 平成25年10月～11月

<調査方法> 郵送法(校長宛の郵送による発送と回収)

<回収数> 760票 (回収率 63.3%)

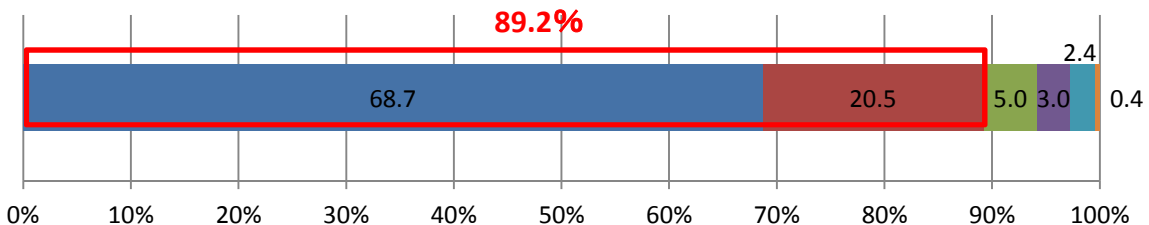
○学校評議員では保護者・地域の意見を十分に反映できない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



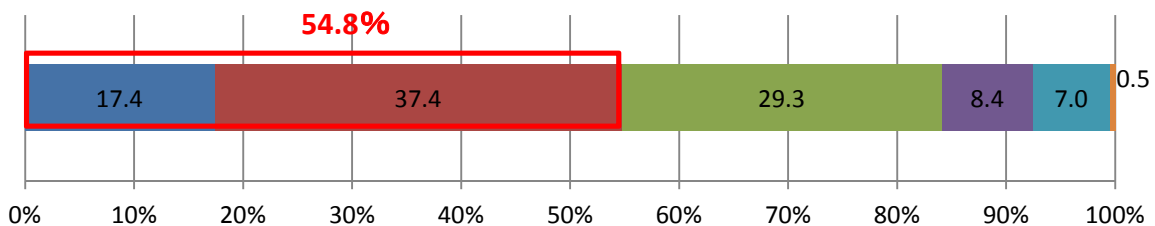
○学校評議員と学校運営協議会を併置する必要はない

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



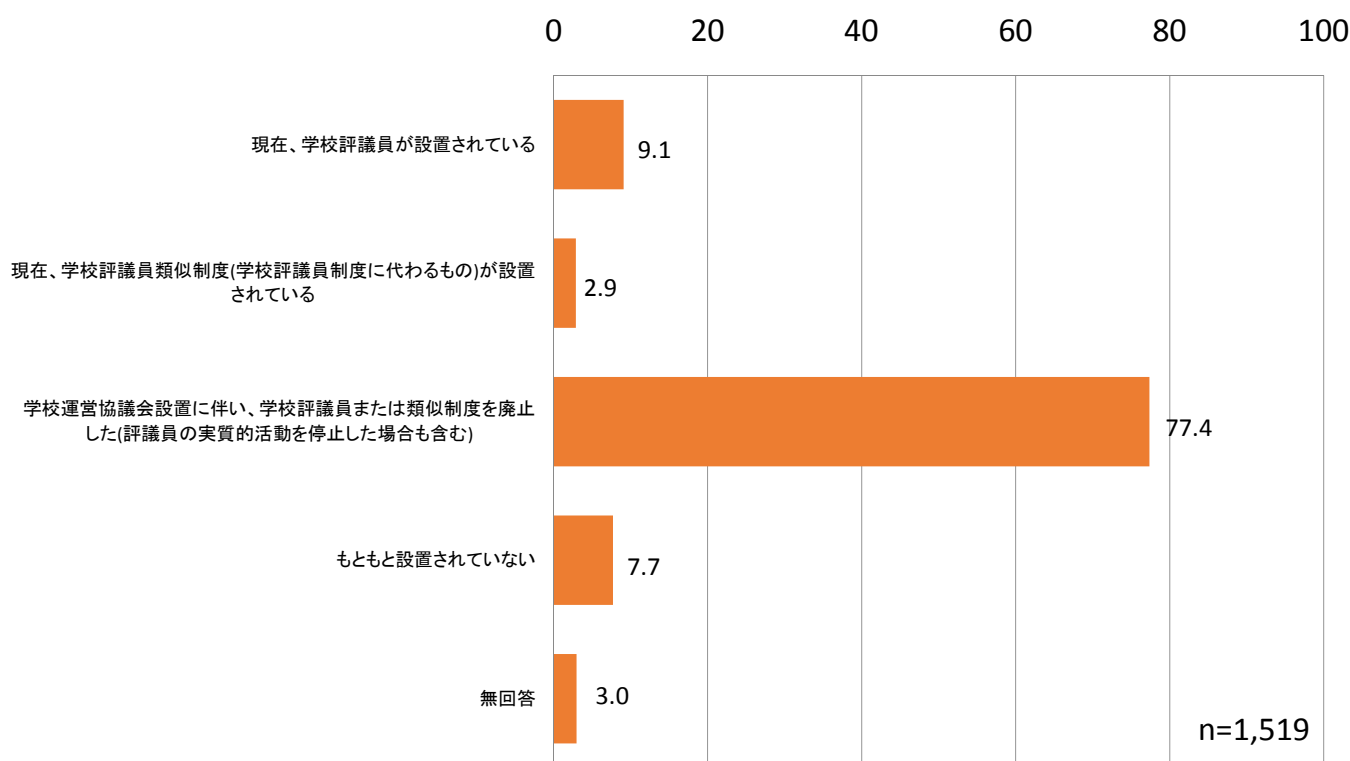
○学校評議員制度は形骸化している

■ そう思う ■ ある程度そう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答



コミュニティ・スクールにおける学校評議員・類似制度の設置状況（校長意識調査）

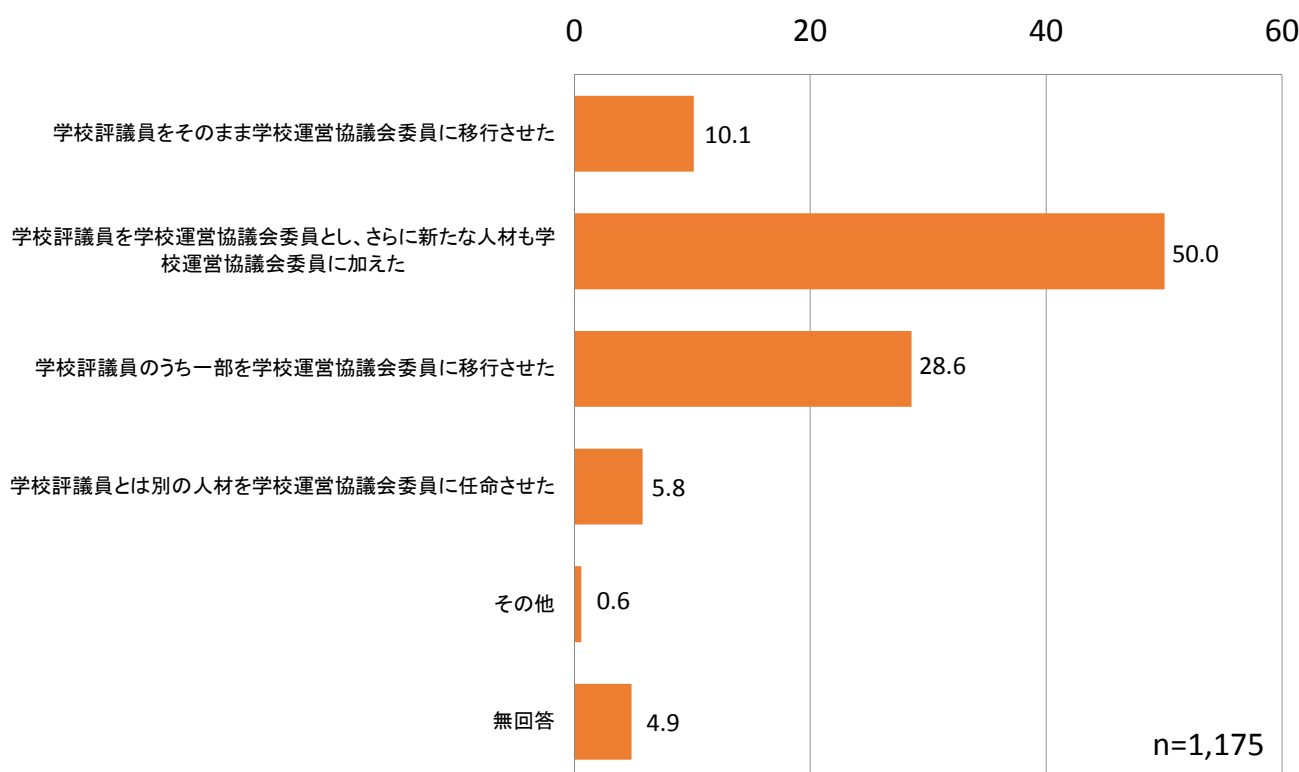
※ 数値は回答の割合。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校評議員・類似制度から学校運営協議会への移行に際する委員の任命状況（校長意識調査）

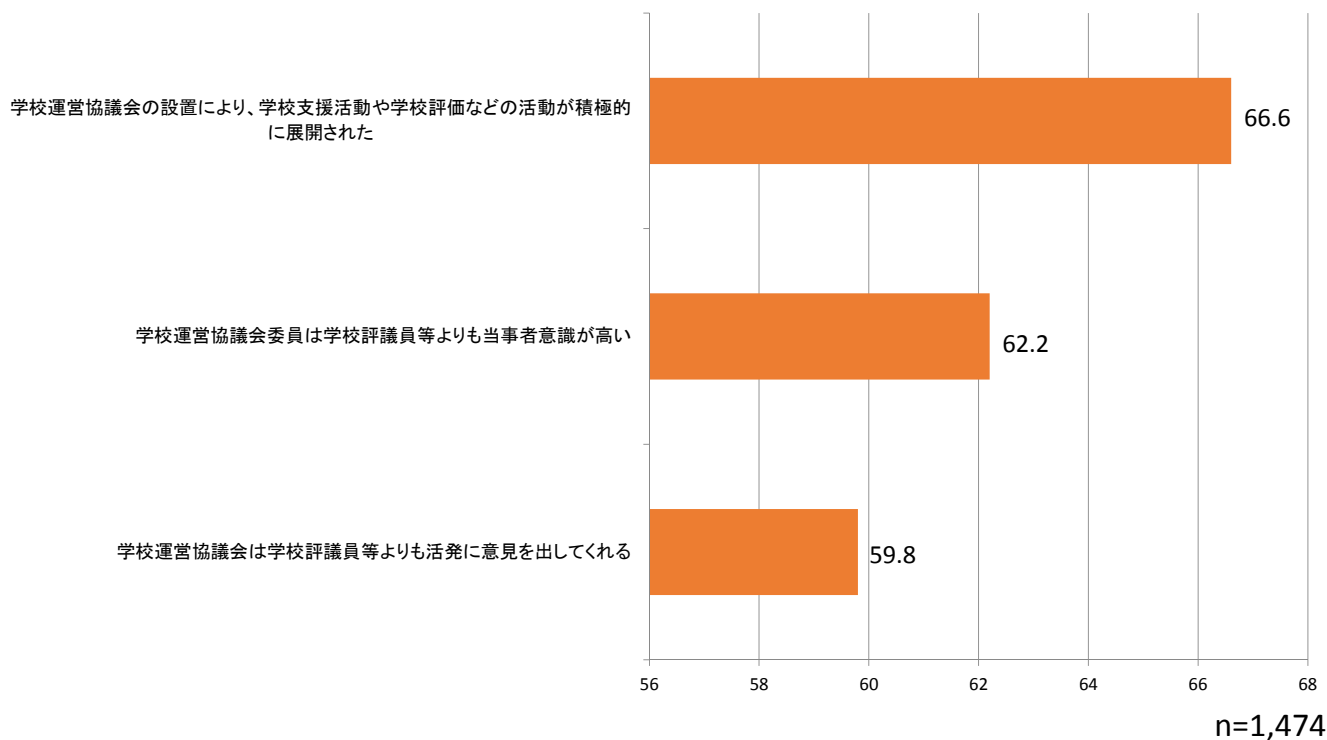
※ 数値は回答の割合。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校評議員・類似制度から学校運営協議会への移行による 成果・効果等の状況（校長意識調査）

※ 数値は回答の割合。
とても当てはまる、少し当てはまるの合計。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

公立小・中学校における 地域住民による学校運営・学校教育活動への参画等の状況

コミュニティ・スクール※¹の増加だけでなく、地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる取組を行っている学校が増えています。なお、このような場は全国の公立小・中学校の5,135校（17.1%）（平成27年4月1日現在）へと広がり、この3年間で約2,000校増えています。

学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校

①コミュニティ・スクール **2,271校**※²（**7.6%**※³）

②校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

2,708校（9.0%）

③校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある

4,309校（14.4%）

④学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある（その会議体は、教育委員会の規則や教育委員会が定める規定等に基づき学校が作成する要綱等により設置）

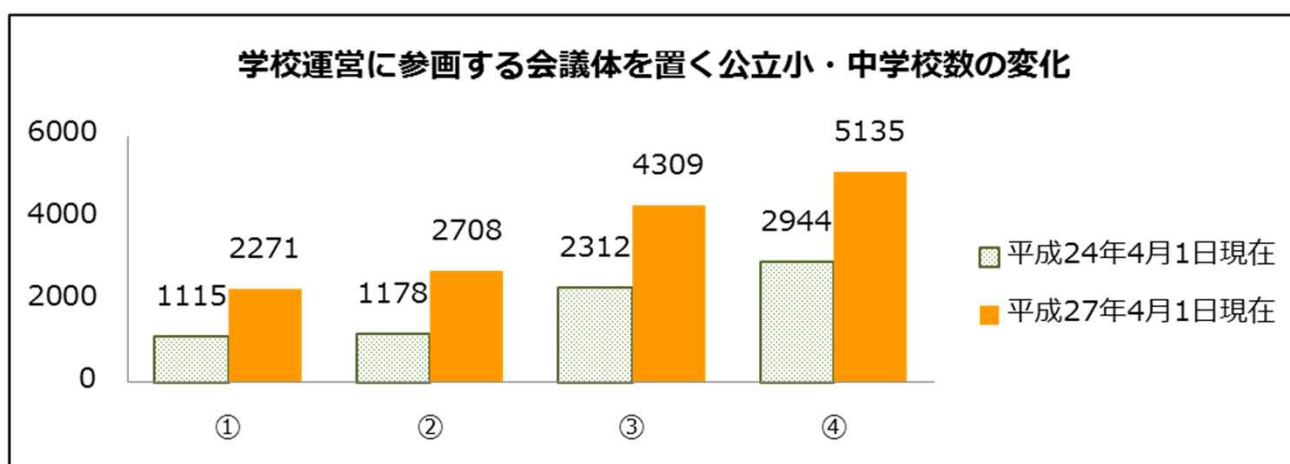
（例）一貫・連携推進協議会、学校支援地域教育協議会 等

5,135校（17.1%）

※1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会がある学校

※2) コミュニティ・スクールに指定されている2,389校のうちの公立小・中学校数

※3) 母数は、平成26年5月1日現在の公立小・中学校数



「学校運営に参画する会議体を置く公立小・中学校」において学校運営協議会へ移行しない理由

	②校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある	③校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある	④学校運営協議会をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある	
自治体数	19	92	59	170
①管理職や教職員の勤務負担が増える。	0 (0.0%)	5 (5.4%)	4 (6.8%)	9 (5.3%)
②学校運営協議会の成果が不明確である。	3 (15.8%)	5 (5.4%)	0 (0.0%)	8 (4.7%)
③類似制度との違いが理解できない。	2 (10.5%)	6 (6.5%)	1 (1.7%)	9 (5.3%)
④従来の地域連携実践で十分だろう。	1 (5.3%)	24 (26.1%)	18 (30.5%)	43 (25.3%)
⑤保護者・地域の意見が反映されているのでコミュニティ・スクールは特に必要ない。	7 (36.8%)	23 (25.0%)	23 (39.0%)	53 (31.2%)
⑥任用の意見申出で人事が混乱しないか。	4 (21.1%)	16 (17.4%)	7 (11.9%)	27 (15.9%)
⑦承認の手続により学校の自律性が損なわれる。	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
⑧学校運営協議会への移行を検討中。	2 (10.5%)	14 (15.2%)	7 (11.9%)	23 (13.5%)

(複数の理由を挙げている自治体、理由を挙げていない自治体を含む。)

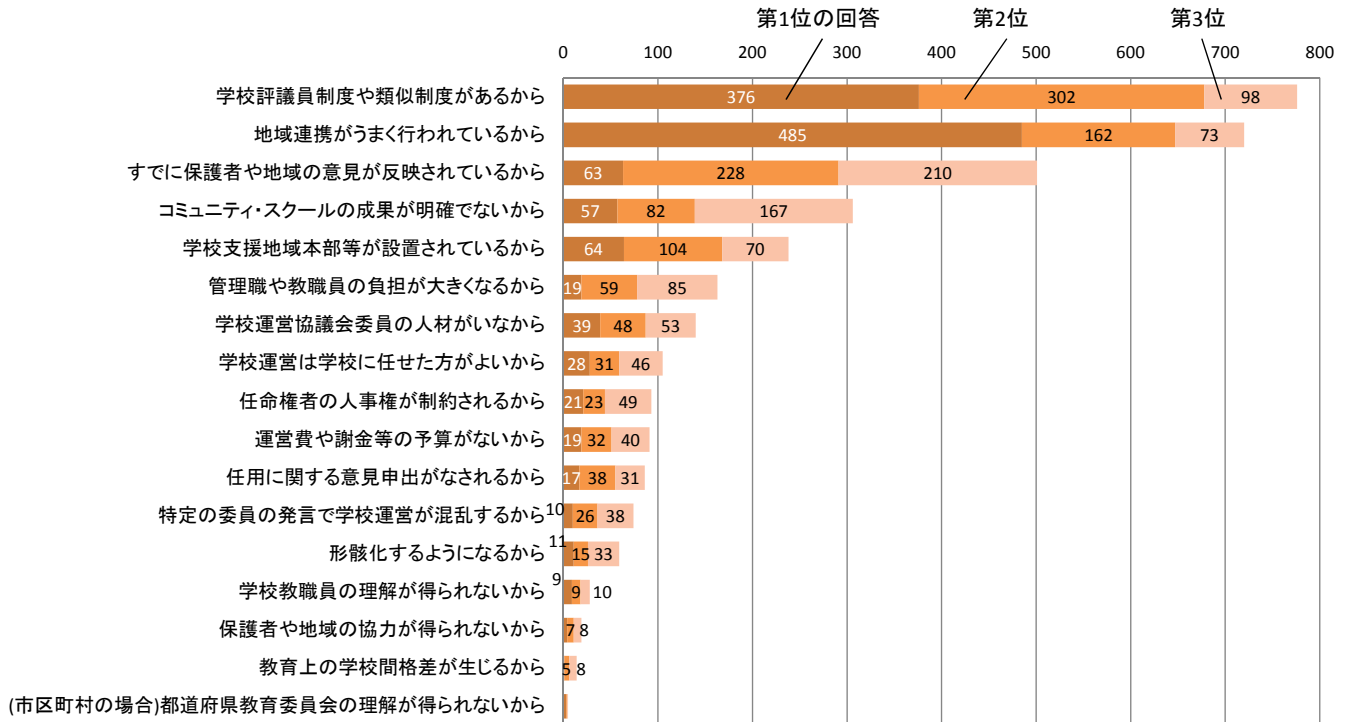
地教行法第四十七条の五の規定によらず自治体が取り組む学校と地域の連携組織(参考)

	規則や要項の制定	会議体の名称	委員の任命等	主な役割
国	市町村教委が規則で制定	学校運営協議会	市町村教委が任命	①校長の運営方針の承認(必須) ②学校運営に関する意見(任意) ③教職員の任用に関する意見(任意)

自治体名	規則や要項の制定	会議体の名称	委員の任命等	学校運営協議会の主な役割の有無			権限や役割等
				①	②	③	
長野県	—	運営委員会	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営へ参画(児童生徒の将来のあるべき姿、学校の課題等学校運営についての話し合い) ・学校支援ボランティアによる支援活動の推進 ・学校関係者評価の実施
福井県	県が事業として実施要項で定めており、全ての市町村で開設	地域・学校協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な学校運営に関する協議(教育目標、運営方針、教育課程の編成等、教育内容、行事等、特色ある学校づくり、地域人材の活用) ・学校評価に関する協議 ・地域の行事や活動への児童生徒・教職員の参加に関する協議 ・子供の安全や居場所づくりに関する協議 ・家庭や地域全体の教育に関する協議 ・異校種間(幼・小・中・高)の連携に関する協議
長崎県	—	学校支援会議	—	—	○	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域で育む子ども像(子どもへのメッセージ)の策定及び実現に向けた地域ぐるみの健全育成活動 2. 学校・家庭・地域の課題の共有及び解決に向けた様々な活動 3. 学校支援ボランティアによる学習支援、体験活動支援、課外活動支援 4. 家庭や地域の教育力を高めるための講演会や研修活動 5. 上記の活動を通じた活力ある地域づくり
熊本県	各学校が実態により要綱等を作成	学校地域づくり協議会	各校で依頼	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営方針の周知と共有 ・学校の課題や情報等の共有 ・課題解決に向けた協議
青森県 八戸市	市教委が規則で制定・認定	地域学校連携協議会	学校長が推薦し、設置者が委嘱	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営に対する意見・要望 ・運営への地域住民等の理解、協力、参加等の促進協力 ・地域学校連携協議会から地域住民等に対する情報提供 ・学校関係者評価 ・教育活動についての児童生徒からの意見聴取
栃木県 宇都宮市	学校管理規則に明記するとともに、事業として実施要綱で定める	魅力ある学校づくり地域協議会	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営方針への意見(学校管理規則に明記) ・学校関係者評価への参画(学校管理規則に明記) ・学校支援ボランティアのコーディネート ・児童生徒の健全育成・安全確保 ・家庭教育講座・地域教育フォーラム等の開催
愛知県 豊川市	市教委が規則を制定	学校運営協議会	校長が推薦し、市教委が委嘱	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の運営方針の承認(必須) ・学校運営に関する意見(できる) ・学校関係者評価の実施
三重県 四日市市	市教委が運営要綱を制定	運営協議会	学校長が推薦し、市教委が委嘱・任命	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の運営方針の承認 ・学校運営・教育活動の充実についての協議 ・学校支援の在り方についての協議、組織体制の整備 ・教職員の構成についての意見

コミュニティ・スクール指定を行わない理由（教育委員会調査）

※グラフ中の数値は回答数。
5未満は数値を記載していない。



出典「コミュニティ・スクールの実態と教育委員会の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

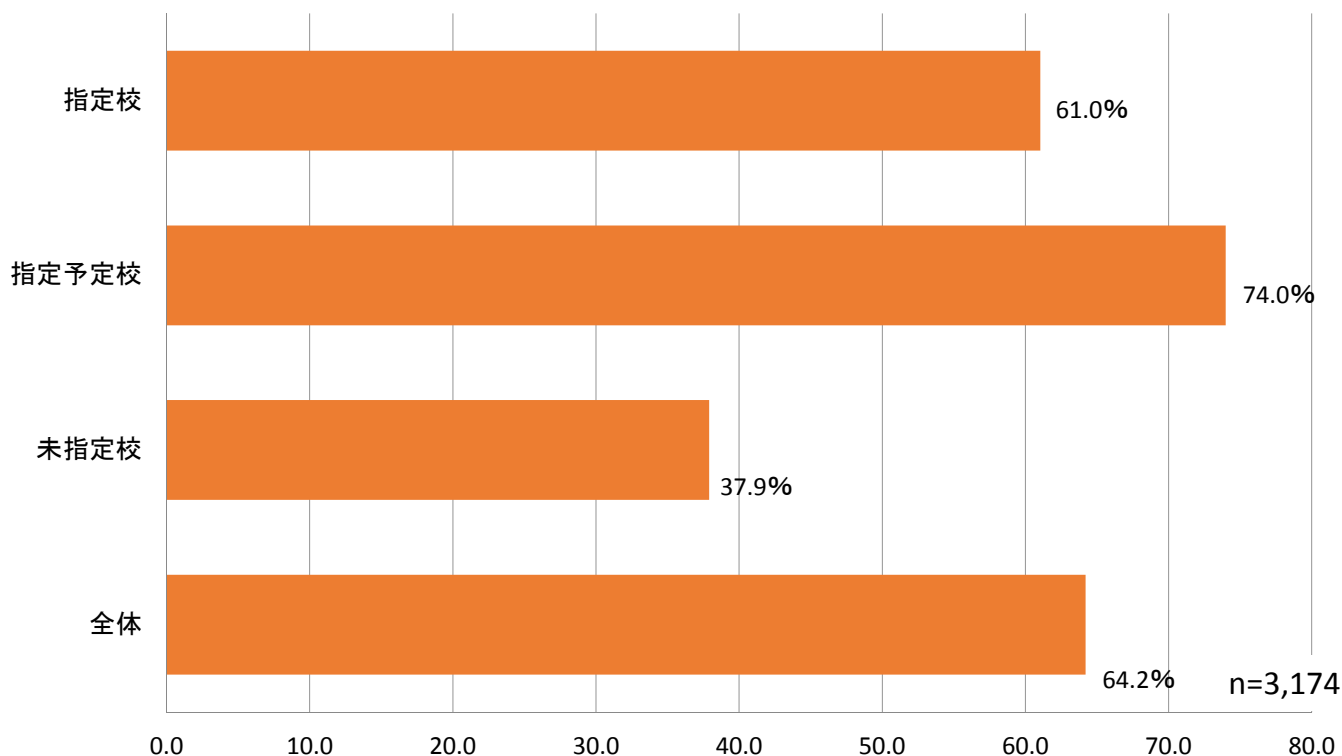
コミュニティ・スクール指定を行わない理由 ～自治体規模別の傾向～（教育委員会調査）

	町村 (N=642)	その他の市 (N=543)	中核市 (N=34)	政令市・特別区 (N=27)
学校評議員制度や類似制度があるから	57.3	66.3	79.4	77.8
地域連携がうまく行われているから	60.1	56.9	38.2	44.4
すでに保護者や地域の意見が反映されているから	42.8	37.2	38.2	40.7
コミュニティ・スクールの成果が明確でないから	26.2	23.0	23.5	18.5
学校支援地域本部等が設置されているから	17.1	20.6	20.6	33.3
管理職や教職員の負担が大きくなるから	14.0	11.6	14.7	18.5
学校運営協議会委員の人材がいなから	14.6	7.6	11.8	3.7
学校運営は学校に任せた方がよいから	11.2	5.5	5.9	3.7
任命権者の人事権が制約されるから	5.8	9.0	8.8	14.8
運営費や謝金等の予算がないから	5.6	9.6	5.9	3.7
任用に関する意見申出がなされるから	4.0	9.8	5.9	18.5
特定の委員の発言で学校運営が混乱するから	4.8	7.4	2.9	7.4
形骸化するようになるから	7.2	2.2	2.9	0.0
学校教職員の理解が得られないから	3.0	1.7	0.0	0.0
保護者や地域の協力が得られないから	1.6	1.7	0.0	0.0
教育上の学校間格差が生じるから	0.5	2.0	0.0	0.0
都道府県教育委員会の理解が得られないから	0.5	0.4	0.0	0.0

5ポイント以上差があった項目については、最高値を赤、最低値を青で網掛けした

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合（校長意識調査）

※「複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにする」、「校長一人配置の小中一貫教育公などの場合、複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにする」ことを希望する校長の割合の合計



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合 ～自治体規模別の傾向～（校長意識調査）

自治体規模		学校単位ではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることが望ましい	校長一人配置の小中一貫教育校などの場合に限って、複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにするのが望ましい	現行通りに、単位学校に設置することが望ましい
		度数		
都道府県立	度数	5	3	3
	割合	45.50%	27.30%	27.30%
区	度数	30	52	61
	割合	21.00%	36.40%	42.70%
市	度数	864	794	784
	割合	35.40%	32.50%	32.10%
町	度数	133	120	124
	割合	35.30%	31.80%	32.90%
村	度数	23	14	12
	割合	46.90%	28.60%	24.50%
合計	度数	1055	983	984
	割合	34.90%	32.50%	32.60%

n=3,174

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることを希望する割合 ～学校規模別の傾向～（校長意識調査）

学級規模		学校単位ではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにすることが望ましい	校長一人配置の小中一貫教育校などの場合に限って、複数まとめた学校運営協議会を設置できるようにするのが望ましい	現行通りに、単位学校に設置することが望ましい	
					度数
1～5学級	度数		195	159	139
	割合		37.50%	30.60%	26.70%
6～12学級	度数		508	438	466
	割合		34.50%	29.70%	31.60%
13～18学級	度数		220	231	218
	割合		31.20%	32.70%	30.90%
19～24学級	度数		98	110	109
	割合		29.00%	32.50%	32.20%
25学級以上	度数		33	38	52
	割合		25.80%	29.70%	40.60%
合計	度数		1054	976	984
	割合		33.30%	30.80%	31.10%

n=3,174

出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

幼稚園・高等学校・特別支援学校のコミュニティ・スクール指定校について

校種	幼稚園		高等学校		特別支援学校	
指定校数	95		13		10	
H27.4.1	町・村立	市立	町・市立	都道府県立	町・市立	都道府県立
現在	5	90	5	8	10	0

【幼稚園】

幼稚園名	京都市立中京もえぎ幼稚園	岡山市立福田幼稚園
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の資源や人材を活用</u> ・ <u>3つのプロジェクト</u>（親子の育ち・教育研究・伝統文化）による地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>幼小中全体で共通の取組</u>を実施 ・ <u>地域の人々と園児との交流</u>する場の充実
指定日	平成18年2月25日	平成19年7月31日
園児数	157名	100名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長 ・ 学識経験者（大学准教授） ・ 保護者代表（PTA） ・ 地域代表 ・ 幼稚園職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長 ・ 主任 ・ 教諭 ・ 地域住民（町内会長、民政委員） ・ 愛育委員 ・ 主任児童員 ・ PTA会長、副会長 ・ 前PTA会長 ・ 元小学校長
協議会回数	年3回	年3回

幼稚園名	（福島県）おおたま学園	出雲市立大津幼稚園
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>幼小中一貫教育</u>を進める統合運営型CS ・ <u>学校支援地域本部</u>との関連を重視した教育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者評価の実施 ・ <u>地域の人々との交流</u>を通じた豊かな心の育成
指定日	平成23年4月1日	平成25年5月28日
園児数	2幼稚園で約200名	81名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園長 ・ 副園長 ・ 保護者 ・ 地域住民 ・ 小学校長 ・ 中学校長 ・ 学識経験者（元教授） ・ 各校園推薦者（現 or 元PTA役員） ・ 各種団体関係者（商工会青年部長、老人クラブ代表、スポ少代表、ボランティア団体代表等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ OB代表 ・ 青少年育成協議会会長 ・ コミュニティセンター長 ・ 地区主任児童委員 ・ 小学校校長 ・ 小学校主幹教諭 ・ 愛育会副会長 ・ 教頭
協議会回数	年9回	年3回

【高等学校】

学校名	高知県立大方高等学校	三重県立紀南高等学校	富士市立高等学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした学校づくり（町から高校がなくなる危機という課題解決に向けた取組） ・高校生のアイデアを元にした地元の商品開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざした学校づくり（生徒流出という課題解決に向けた取組） ・生徒の学びを地域で支援 ・体系的なキャリア教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した教育活動（キャリア教育と探求学習） ・学校運営協議会を核とした地域、企業、大学等との連携強化
指定日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 19 年 6 月 1 日	平成 25 年 6 月 1 日
生徒数	116 名	331 名	708 名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・中学校長 ・PTA会長 ・大学教授 ・黒潮町教育次長 ・地域住民（企業・会社代表・商店） ・ボランティアガイド 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・町教育長 ・中学校長 ・地域住民 ・保護者 ・教職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・大学教授 ・准教授 ・会社役員 ・卒業生 ・同窓会会長 ・PTA会長 ・地区防災担当 ・保育園園長・中学校長 ・事務長 ・副校長 ・教務課長
協議会回数	年 4 回	年 6 回	年 3 回

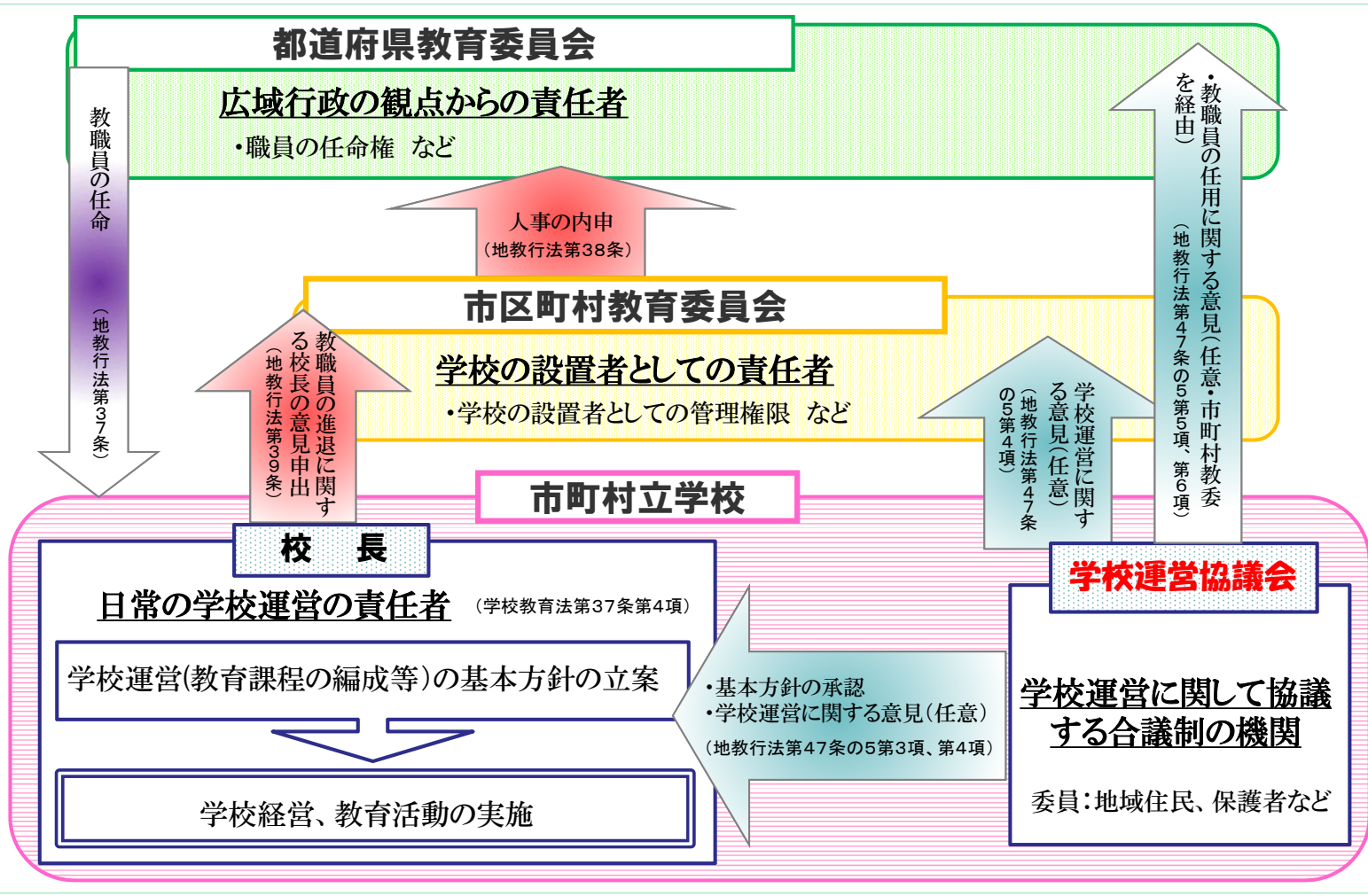
学校名	千葉県立長狭高等学校	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、大学との連携による専門教育への取組（医療・福祉、英会話） ・学校運営協議会を中心とした地域連携の取組（生徒による小学校での学習支援ボランティア、化学実験教室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・SSH、SGHとして、使命達成に向けた外部との連携（研究所・大学・企業等） ・持続可能な体制づくりに向けて、学校運営への提言、助言、教育委員会への意見の申出
指定日	平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
生徒数	486 名	709 名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・市教育長 ・小・中学校長 ・市教育委員会（生涯学習課） ・大学教員（城西国際大、亀田医療大） ・PTA役員 ・保護者代表 ・市役所総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・常任スーパーアドバイザー（大学名誉教授） ・科学技術顧問（大学学長） ・学識経験者（大学教授） ・工業会会長 ・企業オーナー ・理化学研究所事務所長 ・保護者代表
協議会回数	年 4 回	年 4 回

【特別支援学校】

学校名	京都市立西総合支援学校	岐阜市立岐阜特別支援学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区の要素だけでなく、障害のある子どもの教育の推進という テーマ・コミュニティの要素も共有 ・地域との双方向の連携、協働による、障害のある児童生徒にとって身近な生活の場単位での学びと育みの場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域とともに進める特別支援教育（岐阜市内） ・部会を中心とした取組（地域連携部会、学校支援部会） ・防災教育の充実 ・交流、共同学習の充実
指定日	平成 17 年 5 月 20 日	平成 25 年 4 月 1 日
児童生徒数	210 名	260 名
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者（PTA） ・地域代表（自治連、女性会、民政児童員） ・学識経験者（大学教授） ・施設代表 ・社会福祉協議会代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・自治会長 ・市福祉課長 ・福祉施設長 ・大学教授 ・PTA会長 ・教頭 ・部主事
協議会の回数	3 回	3 回＋学校関係者評価＋随時

学校名	横浜市立若葉台特別支援学校	見附市立見附特別支援学校
CSの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とともに歩む特別支援学校（小・中学校の跡地に移転して拡大） ・地域、保護者、学校の連携のための 有効な組織作りと支援活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子供たちの地域生活を支えるネットワーク会議の開催（高等部をもつ特別支援学校としての企業・施設・団体等との関係づくり） ・学校支援地域本部からの発展 ・学校関係者評価の実施
指定日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
児童生徒数	144 名	59 名
委員構成	<p>（若葉台の住民が中心）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校長 ・自治会長 ・元中学校長 ・大学教授 ・PTA役員 ・民生委員 ・社会福祉協議会 ・まちづくりセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域代表（見附市内） ・学校関係者代表（教育コーディネーター） ・福祉・企業代表（福祉施設、企業等） ・関係機関代表（手をつなぐ育成会等） ・学習活動施設代表（総合体育館、図書館等） ・保護者代表 ・校長・教頭・教務（事務局）
協議会の回数	年 4 回	年 3 回

学校運営協議会と教育委員会・校長との関係について(市町村立学校の場合)



関係法令(抜粋)

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)

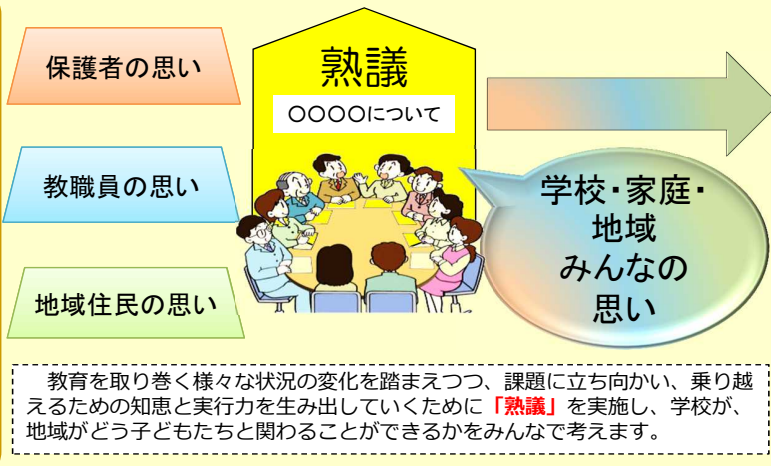
(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

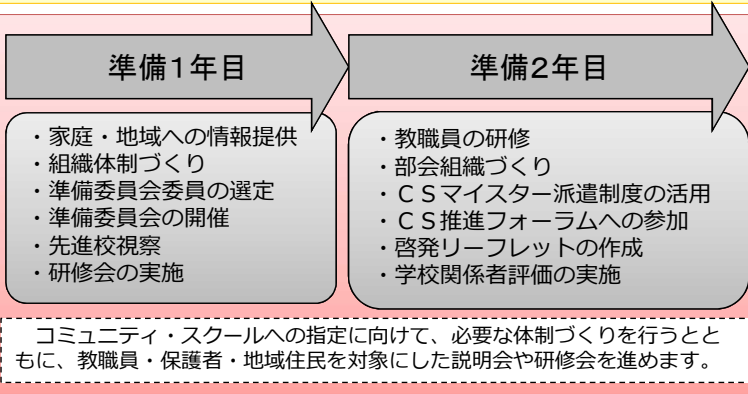
- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

コミュニティ・スクールの導入に向けた「熟議」の実施と組織体制づくり（例）

地域とともにあるこれからの学校の姿を地域全体で共有



・研修・視察
・運営組織体制づくり



教育委員会の準備

- ◆ 学校運営協議会規則の作成・制定
- ◆ 学校運営協議会委員の選定・任命

コミュニティ・スクールに指定（学校運営協議会の設置）

